

平成 15 年 度 第 20 回 定 例 会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 16 年 月 3 月 24 日 (水) 午後 1 時 30 分
場 所 八王子市役所 6 階 601 会議室

第 20 回定例会議事日程

1 日 時 平成 16 年 3 月 24 日 (水) 午後 1 時 30 分

2 場 所 八王子市役所 6 階 601 会議室

3 会議に付すべき事件

第 1 第 106 号議案 八王子市体育指導委員の委嘱について

第 2 第 107 号議案 八王子市郷土資料館運営協議会委員の解嘱について

第 3 第 108 号議案 八王子市郷土資料館運営協議会委員の委嘱について

第 4 第 109 号議案 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則
の一部を改正する規則設定について

第 5 第 110 号議案 八王子市こども科学館条例施行規則の一部を改正する規
則設定について

第 6 第 111 号議案 小学校知的障害学級の設置について

4 協議事項

小・中学校における入学式の「お祝いのことば」について

5 報告事項

- ・就学援助の認定基準の改正について
- ・特別支援教育実施計画について
- ・八王子市立学校卒業式・入学式調査委員会の設置について
- ・平成 15 年度卒業式の実施状況について
- ・平成 16 年度教員定期異動の内示状況について

第 20 回定例会追加議事日程

1 日 時 平成16年3月24日(水)午後1時30分

2 場 所 八王子市役所 6階 601会議室

3 会議に付すべき事件

第1 第112号議案 八王子市教育委員会事務局職員人事について

第2 第113号議案 職員団体の業務に専ら従事する職員の許可について

八王子市教育委員会

出席委員(5名)

委 員 長	(3番)	名 取 龍 藏
委 員	(1番)	小田原 榮
委 員	(2番)	細 野 助 博
委 員	(4番)	齋 藤 健 児
委 員	(5番)	成 田 一 代

教育委員会事務局

教 育 長 (再 掲)	成 田 一 代
学 校 教 育 部 長	水 野 直 哉
学 校 教 育 部 参 事 兼 指 導 室 長 事 務 取 扱 (教職員人事・指導担当)	永 関 和 雄
教 育 総 務 課 長	坂 本 誠
学 校 教 育 部 主 幹 (企 画 調 整 担 当)	後 藤 正 幸
施 設 整 備 課 長	穂 坂 敏 明
学 事 課 長	望 月 正 人
学 校 教 育 部 主 幹 (学 区 等 調 整 担 当)	尾 川 幸 次
学 校 教 育 部 主 幹 (新 校 開 設 準 備 担 当)	萩 生 田 孝

指導室指導主事	清水哲也
生涯学習スポーツ部長	高橋昭
生涯学習スポーツ部参事 (図書館担当) 兼図書館長事務取扱	大熊誠
生涯学習スポーツ部主幹 (企画調整担当) 生涯学習総務課長	米山満明
スポーツ振興課長	山本保仁
学習支援課長	奥野光孝
文化財課長	佐藤広
生涯学習スポーツ部主幹 (体育館担当)	岡部晴夫
生涯学習スポーツ部主幹 (南大沢地区図書館・公民館担当)	西山孝
生涯学習スポーツ部主幹 (川口地区図書館・公民館担当)	新井政夫
生涯学習スポーツ部主幹 (生涯学習センター図書館担当)	石原覚寿
生涯学習スポーツ部主幹 (こども科学館担当)	梅澤重明
教育総務課主査	有山真人
学事課主査	上野芳正
学事課主査	穴水裕
生涯学習総務課主査	小澤篤子
スポーツ振興課主査	倉持稔
郷土資料館主査	土井義夫

事務局職員出席者

教育総務課主査	小柳悟
教育総務課主査	嶋崎朋克
担当者	石川暢人
担当者	後藤浩之

名取委員長 大変お待たせいたしました。本日の委員の出席は全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成15年度第20回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 2番 細野助博委員 を指名いたします。

なお、本日追加日程の提出がありましたが、これについても議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 全員異議ないものと認めます。

また、追加日程第112号議案につきましては、議案の性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び第7項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 異議ないものと認めます。

それでは、それ以外の案件について、日程に従いまして進行いたします。

名取委員長 初めに、日程第1、第106議案 八王子市体育指導委員の委嘱についてを議題に供します。

本案について、スポーツ振興課から説明願います。

山本スポーツ振興課長 それでは、第106号議案について御説明をさせていただきます。

担当の方から説明しますので、よろしく願います。

倉持スポーツ振興課主査 それでは私の方から、八王子市体育指導委員の委嘱につきまして御協議をお願いいたします。

八王子市体育指導委員選考基準によりまして、23地区の体力づくり推進協議会長より御推薦をいただきまして、48名の方の体育指導委員の推薦をいただきました。

任期につきましては、16年4月1日から18年3月31日、2年間ということでございます。

内容、職務につきましては、体育指導委員は、住民のスポーツの実技、その他住民のスポーツ振興、体力づくり、そのようなものにつきまして全体の指導を行うということで、

重要な委員でございます。

鈴木一美氏外47名の推薦につきまして御協議をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

名取委員長 ただいまスポーツ振興課の説明は終わりました。

本案について御質疑はございますか。

小田原委員 この人たちについて願ひするということについては、細かいことはわかりませんので、そのとおりになると思うのですが、御協議いただきたいというのは、何を協議するのでしょうか。

山本スポーツ振興課長 この指導委員の委嘱については、教育委員会にお諮りして、それで最終決定とするということになっておりますので、その決定について願ひしたい、そういう意味でございます。

小田原委員 重要な仕事を願ひしたいということですね。できない人を推薦しているわけではないだろうから、この人たちに願ひするということですね。私は願ひしたいのは、こういう方たちが、今、中学校の部活動だとか何かで大変苦労しているし、聞けば、中学の先生方は皆遅くまで帰れないそうです。それは、仕事が遅いのか、仕事がたくさんあるのかということもあるが、部活動を見ているから、自分の仕事は夜になってしまうという話がある。そうすると、部活動が大変だと言っているならば、こういう方々がそういうことをしてくれるのかなという期待があるわけです。願ひできますかという話ですけども、願ひできる人たちなのか、それは、仕事外になるのだよというふうになる人たちなのか。

実際にこういう方々が重要な仕事をやっているというけれども、どのくらいやっているのかということをお願いしたい。委員となって、実際にこういう大変な仕事をしてもらいましたよということ、全部は要らないですから、紙1枚でいいです。

山本スポーツ振興課長 わかりました。お話しいただきました部活につきましては、現在八王子市のスポーツ振興基本計画というのをつくってございまして、その中で、体育協会あるいはレクリエーション協会、また、今回の体育指導委員の方々にそういった部活動のリーダーというような形での御参加をいただくような方法ですとか、また、そういう人たちを含めた総合型の地域スポーツクラブを立ち上げることで、幾つか課題にもなっておりますし、現在検討を進めております。その基本計画というのを16年中には決定したいと思っておりますので、その中でいろいろ協力体制ですとか具体的な形を提案できれば

と、そのように考えております。

また、体育指導委員の活動につきましては、今後報告書のような形のものをつくりたいと思いますが、現在市内に23地区の体力づくり推進協議会というのがございまして、その23地区がそれぞれに小学校や中学校の体育館を利用しましてスポーツ教室を開催しております。そのスポーツ教室において、ニュースポーツの指導ですとか、また、体力づくりの人たちのスポーツに対する相談ですとか、そういったことを地元では活動していただいております。

また、詳細につきましては、報告をさせていただきたいと思います。

細野委員 この委嘱ですけれども、この人たちは手当か何かが出るのですか。

それから、新任と再任がありますけれども、結構長続きしているのか、いないのか。長続きしないとしたらどうしてなのか。そのあたりの状況を少し教えてください。

山本スポーツ振興課長 手当につきましては、条例の中で月1万2,000円ということを出しております。

また、新任、再任につきましては、60歳定年ということで、定年を設けております。大体長く続けていただいている方が多いのですけれども、地域によりましては、持ち回りの当番制でやっているところもありますので、4年とか6年という数字の中でやめられてしまうケースもございます。ほとんどの方は引き続きやっただいていただいているのが現状で、長い方は、20年というケースもございます。

小田原委員 体力づくり推進委員会との関係はどうなっていますか。

山本スポーツ振興課長 この体育指導委員については、今お話がありました体力づくりの推進委員会、23地区ございまして、その3地区から2人を推薦してもらって候補者とするという考え方で現在進めております。ただし、23地区の中でも、面積が広いところ、そこについては一部3人というところがございますので、合計しますと定員は49名という形になります。ですから、地区から推薦された方が体育指導委員としてやっただいていただいているということになります。

小田原委員 私は勉強不足だから、勉強しておきます。

名取委員長 ほかに質問はないですか。御意見がありましたらどうぞ。

齋藤委員 私は、少なくともここに出ている方の中で何名かの方は存じていますけれども、地域の部活動を相当お手伝いしてくださっています。私の知っている限りでは、相当よく協力いただいている。ただ、私の知らないほかの方が適切かどうかというのは確かめよう

もないですけれども、ちょっとつけ加えさせていただきます。

名取委員長　それでは、次回、間に合わないかもしれませんが、資料をつくって提示していただきたいと思います。

　　そうということで、ただいま議題となっております106号議案については、ただいまの説明のとおり、次回に資料を提出しますということでこのように決定したいと思いますけれども、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　異議ないものと認めます。よって、第106号議案についてはそのように決定いたしました。

名取委員長　次に、日程第2、第107号議案　八王子市郷土資料館運営協議会委員の解嘱について及び日程第3、第108号議案　八王子市郷土資料館運営協議会委員の委嘱についての2議案は相互に関連しますので、一括議題に供します。

　　では、各案について、郷土資料館から御説明願います。

佐藤文化財課長　それでは、本案に関しまして、土井主査から御説明いたします。

土井郷土資料館主査　ただいま議題となっております107号議案及び第108号議案について御説明を申し上げます。

　　本案2件は、市内に設置されている学校の長から選出されております2名の八王子市郷土資料館運営協議会委員のうち、松上氏を平成16年3月31日付で解任し、後任として秋山氏を八王子市郷土資料館運営協議会規則第2条の規定に基づき、平成16年4月1日付をもって委嘱しようとするものであります。

　　新委員について御説明申し上げます。秋山氏は、昭和59年4月に、八王子市立南大沢中学校社会科の教諭として着任されて以来、本市社会科教育の指導的立場におられます。最近では、八王子市租税教育研究委員会委員長を務められるなど、特に社会科、公民的分野の指導推進に努められております。

　　学校教育との連携の視点から、郷土資料館の運営と事業に御意見をいただくのに適任と考えております。

　　なお、2名のうち1名は、郷土史の研究と教育に造詣の深い中村保一氏が継続されます。

　　以上でございます。

名取委員長　ただいま郷土資料館の説明は終わりました。

各案について御質疑はございますか。

齋藤委員 秋山氏は現役の校長先生ですよね。その校長先生としての仕事と兼任するときに、本務に影響は出ませんか。

佐藤文化財課長 郷土資料館運営協議会に関しましては、郷土資料館の運営に関する重要事項を御協議いただくということで、年4回、大体1回2時間の会議をお願いしております。そういった関係で、どうしても学校と支障があるときは御欠席という場合もありますけれども、支障のない範囲で委員会に出席していただいております。

名取委員長 ほかに御質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 ないようでしたら、御意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 御意見もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま一括議題となっております第107号議案及び第108号議案については、ただいま説明のように決定したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 異議ないものと認めます。よって、第107号議案及び第108号議案についてはそのように決定することにいたしました。

名取委員長 次に、日程第4、第109号議案 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の一部を改正する規則設定についてを議題とします。

本案について、生涯学習総務課から説明願います。

米山生涯学習総務課長 第109号議案について、担当の小澤の方から説明します。

小澤生涯学習総務課主査 前回の教育定例会で、所得税法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条例の整理をさせていただきました。今回は規則の整理でございます。よろしく願いいたします。

消費税が入っていない形で使用料あるいは利用料金について表記をしてございましたが、今回の改正で消費税が入った形での表記という形になりました。その整理でございますので、よろしく願いいたします。数字をそれぞれ変えてございます。

以上です。

名取委員長 ただいま生涯学習総務課の説明は終わりました。

本案について御質疑はございますか。

小田原委員 これを機に値上げをしようということはないのですか。

小澤生涯学習総務課主査 今回はないです。

小田原委員 今回はないということだから、次回、いつごろあるのですか。

米山生涯学習総務課長 これは、生涯学習スポーツ部だけの問題ではございませんので、全市的な形の中で値上げなどは議論されますので、先の話はまだ把握しておりません。

小田原委員 この際だから、値上げするべきだと思うのです。私の勝手な感想を聞いておいていただきたいんですが、いずれ値上げする、多分だと思うのです。であるならば、こういうときにやるべきだと思うのです。値上げと受け取られちゃうわけですから。

高橋生涯学習スポーツ部長 確かにそういう可能性はございますし、御意見は当然だと思えます。ただ、課長が申しましたように、全庁的なことですので、改めましてその件につきましては考えたいと思います。

名取委員長 ほかに御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 ほかに意見もないようなので、終わります。

ただいまの説明と、それから、値上げについては、全庁的なこともあるということなので、そういう方向も考えた上で進めていただきたいと思います。

そういうことで第109号議案についてはこのように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 異議ないものと認めます。よって、第109号議案についてはそのように決定することにいたしました。

名取委員長 日程第5、第110号議案 こども科学館条例施行規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案についてこども科学館から御説明願います。

梅澤こども科学館長 それでは、110号議案につきまして御説明させていただきます。

お配りしてあります資料ですが、申しわけありませんが、訂正を願いたいのですが、一場上に111号議案というふうに書いてございますが、110号議案の間違いでございますので、申しわけありません。「110」でございます。

それでは、御説明をさせていただきます。昨年8月に組織改正がございました。その際に、八王子市こども科学館の庶務規則については一部改正をしまして、「事務長」という文言を「主査」に改めたところでございます。その際にやっておかなくてはいけなかったことですが、条例施行規則の3号様式、4号様式の中に、「事務長」「係」という表現がございまして、これの改正をしていなかったということで、ここでそれぞれ「事務長」を「主査」に、「係」を「担当」に改めるものでございます。

なお、施行は4月1日からということでございます。

以上です。

名取委員長　ただいまこども科学館の説明は終わりました。

本案について御質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　御意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　ほかに御意見もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第110号議案については、ただいま説明のように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　御異議ないものと認めます。よって、110号議案については、このように決定することにいたしました。

名取委員長　次に、日程第6、第111号議案　小学校知的障害学級の設置についてを議題に供します。

本案について学事課から説明願います。

望月学事課長　それでは、111号議案について御説明いたします。

この小学校の知的障害学級でございますが、八王子市立中野北小学校に16年4月1日から開設するというので議案を出しております。

知的障害学級の設置につきましては、去る15年11月5日に決定いたしました八王子市特別支援教育移行計画の中で、就学希望児童が複数いる場合、地域の学校に学級を設置して教員を配置するというふうに定められているところでございます。今回、中野北小学校の学区、それから、周辺の保護者から、中野北小学校での知的障害教育の希望が3名ご

ざいまして、ここで設置するという事で議案として出しているものでございます。

なお、14年の11月に、心身障害学級の整備計画を策定しておりますけれども、その中でも、この地域の拠点的な学校として中野北小学校を位置づけたところでございます。

改修工事につきましては、平成16年度の予算で夏季休業中の工事を予定しておりますので、約450万円ということで改修の工事をいたします。

学級については、先行して開始するという事で進めようというふうに考えております。

以上でございます。

名取委員長 　ただいま学事課の説明は終わりました。

本案について御質疑はございますか。

齋藤委員 　この知的障害学級のことについては、これからまたいろいろと話し合われていくと思いますが、中野北小にできた場合の改修工事の内容はわかりました。もう少し具体的に、中野北小にこの学級ができたとき、先生方の加配とかはどうなるのですか。今言った3名の子どもたちが通い始めるわけですね。その学級の専門の先生とかはどうなりますか。

上野学事課主査 　今の東京都の配置基準ですと、1学級8名までの学級が1学級と数えられまして、1学級当たり2人の専任の先生が担任として配置されます。

齋藤委員 　2名中野北小に専門の先生が置かれるということですね。

この教室は、固定とか通級とか、私もいろいろと勉強させていただいているわけですが、どちらになるのでしょうか。

上野学事課主査 　固定学級ということですよ。

名取委員長 　ほかに御質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 　もしなければ、本案について御意見はございますか。

齋藤委員 　ここで中野北小にできるということは、今後、希望者がふえてくるということもあるわけですね。ここを拠点にしていこうとですか。

望月学事課長 　今回の希望者3名の内訳でございますが、新2年生が1名、新4年生が1名、新6年生が1名ということでございます。この地域に心障学級がない関係から、中野北小学校の近辺には住んでいるけれども、他の学校に通っていて、ここで転学するという子が、実はこの3名ということでございます。転学というのは非常に難しい問題もございまして、ここに設置することによって、既にほかの学校にも通っておりますこの地域の近

辺の子どもたちが今後増加して、この中野北小学校はもう少し規模がふえていくというふうに予想しております。

小田原委員 齋藤委員の質問は、先ほど言った特別支援教育との関係を聞いているのです。教員を配置する、これからどんどん増えていくとなって、転校して、支援校にしていくのですということなのか、また、別の考えでいくのか。そういう関連を考えて、こういうところに設置しているのですねという念押しだと思うけれども、そういう答えがないから私から質問します。

望月学事課長 特別支援教育移行計画の中で、心障学級の現在の設置状況が現状の課題の中で出ておまして、設置校における学級数が増加して教室が不足する事態となっているということで、中野北小学校以外の学校の規模が相当膨らんでいるというのが1つございます。これを改善しなければいけないということが現状の中でございます。

移行計画の中では、ノーマライゼーションを推進していくということで、できるだけ地域に根差して、地域の中で、障害のある子もない子も、同じようにできるだけ地元の学校で通えるようにという趣旨で移行計画自体の趣旨になっておりますので、そういう中で、希望があれば学級を設置していくということがあるわけですが、ここで設置するというのは、知的障害学級の子はどれぐらいの人数かということは一概に言えないですけれども、1日の大部分において特別支援を要する子どもたちだという位置づけで設置するということになります。現在は特殊学級制度でございますので、知的障害学級、固定式の学級をつくりますけれども、特別支援教育に移行した段階でも、基本的にはそこで長い時間を過ごす子どものための施設になっていくというふうに考えております。

あわせて、この中野北小学校には、教室の確保の具合がございますけれども、通常学級にいるLD等の子どもの支援ですとか、それから、今まで情緒障害とか言語学級に通っていた子どもが指導を受けるという特別支援教室も、この学級とあわせて恐らく存在していくというふうに私どもは見込んでおります。

小田原委員 質問に答えていない。齋藤さんと一致するかどうかわからないところがあるけれども、特別支援教育を念頭に置いてこういうのがつくられていくのだろうと思うのです。特別支援教育を私は推進してほしいと願う1人ですが、これについてはむしろ反対が多いのです。ということは、今のお話を聞いていると、ノーマライゼーションだとか、教員配置基準とか、拠点校になっていくだろうとかという話は、話そのものとしては非常にいいけれども、では、例えば2名の教員というのは本当に専門職というのか、特殊

教育の専門家として、専門家が担任として入ってくるのかといたら、保証はないでしょう。

では、知的障害児はいいです。生徒として学級を設置するについてはいいですが、いいというのはいろいろな意味を含むのですが、ADHDの話が出ましたけれども、そういう子どもたちが入ってくると、これはまた話が違ってくると思うのです。だから、そういうときに、担任も2人で済むのか、あるいはそうではなくて、通級の形にするとかというのは、いろいろな話になっていくだろうから、そういうときの対応とか、あるいは方針とかというものもあって、こういうことをするものかどうなのかという問いかけです。そういうところを聞かせてほしいけれども、余り考えないでやっているのだろうと思うから、聞く方が無理かもしれないですね。

上野学事課主査 実は、課長からも御説明申し上げましたように、現行では特殊教育制度が今、進んでおります。その中での先生の配置を先ほども申し上げたところですが、特殊教育の場合も、法律の改正を含めて、制度として改正がされた後に、基本的には体制が先生の配置を含めていろいろな規定が変わってくるというふうに考えております。

小田原委員 そういう話をしているから、話がおかしくなるわけです。法律で決まってから考える話ではなくて、先行的にモデルとして八王子は受けるという形に飛びついたのかといたら、そうではないという話で始めているんでしょう。今みたいな話では困るのです。

上野学事課主査 その上での話で、実は、今、特殊教育の学級が、東京都の中でも非常に勢いでふえてきております。今回の学級の設置につきましても、私どもの方では、専門の先生に来ていただけるというふうに信じてこういう形を出しているわけですが、今の状態でも、専門の先生、これは1年するなり2年するなり、またその中で専門教育を積み上げていただくわけですが、そういう意味での専門家をそこにつけるといことが今の学級設置の中には含まれているというふうに我々の方では考えております。

あと、先ほど申し上げましたように、全部が始まったときに、今度は新しい制度になったときに、どういう形で担任の先生が配置されるかまだわかっておりません。これは、基本的には全く明らかにされておりません。その上で、施設的にもそういった学校での積み上げも含めまして、中野北小学校で、障害のあるお子さんの対応の経験を学校の中に今の時点で積み上げていくという意味を持っています。地理的には、八王子市中央部の浅川の北側には、今ほとんど一つも心身障害学級、特殊学級が設置してある学校がございません。

1つあるのは、だいが東へ移りまして、高倉小学校の方に1つございます。ですから、地域的に今後のできるだけ近いところで特別なそういった教育を受けていけるような、そういった教育の上での積み上げを今から中野北小学校で始めようという意味をもちまして提案させていただいております。

小田原委員 担当の方の話だと、経験を積み上げるということですが、中身は何か全然わからない。では、専門家でない教員が2人ついたらどうするのか。積み上げることなんかできないですよ。こういう席でいろいろ言えない部分があるけれども、身障担当の学級の専門家でない教員の方が結構多いじゃないですか。だから、そういうときに、拠点校としていくなり、支援校にしていくなりという構想を持っているとすれば、どういうふうに積み上げるのかということを考えてやらなかったら、反対論が勝つのです。皆さんが考えていることは、言葉としてはいいです。そうではないから、心配するわけです。

望月学事課長 小田原委員さんがおっしゃったことに答えられるかどうかわかりませんが、現況で、心障学級の担任の教員といたしますが、専門性のレベルの問題だと思いますけれども、これは、東京都での特殊学級免許ですとか、そうしたことについても言及されているところで、課題となっているところは認識しております。

そうした中で、八王子市の方で、ノーマライゼーションを進めるために移行計画というのをやっているわけですが、当面は、例えば固定学級にいる子ができるだけ交流を拡大したり、それから、通常学級での授業に参加できる試みをするということが移行計画の中でありまして、それにつきましては、後ほど移行計画の実施要領を報告することになっておりますけれども、その中で、例えばそうした取り組みをする場合、教員免許を持った指導補助員を充てるというふうなことも計画の中に入っております。

それから、これは例えば固定学級の中にADHD等の子どもがいた場合は、東京都の中でなかなか加配の要件は厳しいわけでございますけれども、教員の加配という形で、質の問題は置いておくとして、人数的に加配の要件も東京都の中で持っております。市としても、特別支援といたしますが、ノーマライゼーションの取り組みをする場合に、指導補助員をそこに配置して支援をしていこうというふうに考えております。

それから、通常学級の中にいるLDの子については、これまで以上に専門家の巡回相談とか助言をする体制を強化して、それで指導法の改善を図っていこうということで移行の実施要領の中で定めているところでございます。

齋藤委員 時間もありませんから、私はお願いになりますけれども、新聞で移行計画が発表

されてから初めてここ中野北小にでき上がるわけですね。ですから、いろいろな説明もありましたけれども、一般の保護者ですとか市民の方々は、内容について、当然移行計画の一環だというふうに思うと思うんです。非常に期待される場所もあるかと思imasuので、先ほど専門家の方が来ると信じてとか、質はともかくとかという話が出ているのはすごく気になります。ここはしっかりとした専門家の方が来るように強く要望していただいて、失敗のないようにここからスタートさせていかなければならないというふうに思います。ですから、その辺は強く都教委の方ともよく何度も何度も打ち合わせして、専門家をしっかりと呼んでいただきたいと思imasu。信じてとか、質はともかくということがないようお願いいたします。

名取委員長 ほかに御意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 それでは、ほかに御意見もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第111号議案については、説明をいただきましたお願い等もございました。そのようなことを踏まえた上で善処していただくように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 では、ぜひよろしくお願います。異議ないものと認めます。よって、第111号議案についてはそのように決定することにいたしました。

名取委員長 次に、追加日程、第113号議案 職員団体の業務に専ら従事する職員の許可についてを議題に供します。

本案について教育総務課から説明願います。

坂本教育総務課長 それでは、113号議案 職員団体の業務に専ら従事する職員の許可についてお願をしたいと思imasu。

ここで本市の市立小学校に勤務します市費支弁職員から組合業務に従事したいということで専従の願出がございました。

内容については、有山主査から御説明いたします。

有山教育総務課主査 それでは、113号議案の内容について御説明させていただきます。

16年の3月22日付で、別所小学校の学校用務員ですが、現在八王子市職員組合の書記長をしております青木正男から在籍専従の許可申請がございました。これについて、地

地方公務員法第55条の2の規定に基づいて許可をいたしたいという内容でございます。職員は、今申し上げた別所小学校の市費支弁の学校用務員、青木正男、専従許可期間は16年の4月1日から17年の3月31日までということで1年間でございます。

現職は、市職員組合の書記長でございます。

在籍専従の許可書並びに許可に伴う身分上の取り扱いとしましては、別紙を参照いただければと思いますが、別紙の方で、在籍専従許可書として、青木正男に対して許可期間1年という形の許可をいたしたいという内容でございます。

また、さらに、許可に伴う身分上の取り扱いといたしましては、別紙にございますけれども、専従期間中につきましては休職といたしまして、いかなる給与も支給せず、退職金算定基礎となる勤続期間にも算入しない。また、専従職員が許可期間の満了前であっても、申し出により復職することができる。また、復職をする場合は許可前の現職復帰とする。

4番目でございますけれども、専従期間中の定期昇給は行わず、復職時においては専従期間の3分の2を勤務したものとみなして、復職後の直近の昇給月において給料の調整を行う。

5番目でございますけれども、こちらの方につきましては、専従期間中の市町村共済組合、また職員互助会の会費負担金等の取り扱いでございますけれども、こちらについては、給与天引きがなされませんので、持ち込みにおいて取り扱うという内容で、それぞれ共済組合、互助会、控除金という形の中で取り扱うようにする方法でございます。

内容につきましては以上でございます。

名取委員長　ただいま教育総務課の説明が終わりました。

本案について御質疑はございますか。

齋藤委員　きょう渡された追加議案なものですから、勉強不足で、もう少し平たく説明していただかないと、言われている内容がよくわからないんですけれども。

坂本教育総務課長　職員が専ら職員団体の業務に従事するということについては、地方公務員法で原則禁止されています。地方公務員法第55条の2という条項で、職員団体の業務に専ら従事することができないという規定がございまして、そこに、ただし規定がありまして、任命権者の許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員として専ら従事する。職員団体の方に専門的に従事するときはこの限りではありませんという規定がございまして。

この法律に基づく許可を求めて申請があったということです。この職員は本来用務員として仕事をするために市は雇用しているわけですが、この期間について許可をすれば、そ

れを離れて、専ら組合の仕事に従事していいですよ。ただし、その期間給料は払いませんよ。そのようなことで認めていきたいという議案をお願いしているところです。

小田原委員 この方がどういう人なのかというのは私たちにはわからないから、先ほどの説明のようだと、いかがですかと言われたら、この人が妥当だというふうに言われない限りは、私たちは何とも言えない。こういうふうにして、給与は払わないけれども、公務員としての身分は保障して、専従で組合活動をやってくださいと認めるに足る人ですから、規定によりお認め願いたいという、そういう提出をしてほしいわけですね。

ただ、この方が何年専従しているのか知りませんが、残り何年は専従が許されますから大丈夫ですという中身だったら、そうですね。そうですかという話になると思うのです。そうではなくて、今みたいな提案をされて、認めてくださいといわれても何とも言えませんよ。

坂本教育総務課長 大変失礼いたしました。この職員は、今回専従の申請につきましては初めてでございます。専従の許可そのものは法律上5年というふうに書いてありますけれども、法律の附則で、市の方は公平委員会規則で7年まで認めることができるというふうな規定を設けておりますけれども、その初回に当たります。

それから、青木につきましては、平成5年から市の職員組合の執行委員に就任しております。それから、平成13年の10月から、現職書記長という仕事を担っております。現在に至るまで書記長という職務をしながら従事しておりますけれども、今回そちらの仕事の方に専ら従事したいということで申請がございました。

私どもとしては、この職員について、許可をすることは相当だというふうに考えているところでございます。

細野委員 「記」というところで5項目書いてございますね。

1は、「専従期間は休職とし、いかなる給与も支給せず退職金算定基礎となる勤続期間に算入しない」、4番目、「専従期間中は定期昇給は行わず、復職時に専従期間の3分の2を勤務したものとみなして復職後直近の昇給月に給料の調整を行う」これは、八王子だけの慣例ですか。

坂本教育総務課長 八王子市がこの方式をとっておりますけれども、これについては、一般的な扱いだと、ほかの団体においても同様に扱われていると理解しております。

小田原委員 かねがね教員の皆さんを見ていて思うことですが、一番すぐれた教員というのは、教員のままで終わるのです。校長にもならない。2番目にいいという人たちは、組合をやるのです。極めて独断と偏見で言うておりますけれども。多分この方はこういうよ

うに非常にいい方だと思うのです。だから、専従にと推されてくるのだらうと思いますけれども、そういう方は非常にもったいないなと思っております。仕事が物すごくできる方々だから、専従でいかないで、現場で一生懸命やっていただいた方がいいと思っていますのです。そういう方は今の細野先生のお話のように、5年なり7年現場を離れてしまうのは非常に損だと思うのです。この人は、専従期間が終わったら退職になるという話ではないのですか。

坂本教育総務課長 この職員は、年齢は今46歳で、おっしゃるように、非常にまじめで、仕事についても骨身を惜しまず仕事をする職員でございます。私どもの方も、7年までこの仕事をやるとは思っておりませんし、復職後はまた十分仕事していただけるというふうに考えております。

細野委員 要するに、専従期間というのは全然給料を払わないのですね。復職したときに、ブランクの部分を3分の2勤務したとして調整してあげるといふふうに読んでいいですか。

坂本教育総務課長 昇給に関しては、抜けていた期間についての例えば1年、12カ月あるとしますと、その3分の2、8カ月勤務したものとみなして、その次の昇給の測定をしていく。休職に入る前の勤務期間、前回昇給した期間、それから、復職後の昇給期までの期間等を加えて、3分の2、8カ月渡した上で次の昇給を決定するということになります。ですから、そこでのずれというのは、ずっと引きずっていくことになります。

小田原委員 書き方がいけないですよ。結果としてこうなっているというのだらうけれども、趣旨は、5年なり7年なりブランクで定期昇給が行われなくても、年齢、生活に合わせて給与が低いのを調整して上げてやる必要があるという配慮があつてこうなっているということだと思うのです。それを期間と入れないでいながら、3分の2としてみなすなんて、とんでもないことだと言っているから、おかしい話なのです。理屈としてはおかしい。

細野委員 ただ、非常に有能な人がこういう活動もしてほしいというなら、それはそれでいいと思うんですよ。

小田原委員 そういう提案をしてほしいのですよ。逆に公務員をやめてほしいんだけど、離れてくれればいいという話だったら、話は別になるのです。現場にいるよりは、そっちに行って勝手にやってくださいとほうり出すわけではないですよ。

坂本教育総務課長 前者の方でございまして、できれば仕事をしてほしいところではありますけれども、職員団体の方ともいろいろ話を進めなければいけない点もあります。そう

いったことでも、適切な窓口として、あるいは組合の方のまとめ役としてもやっていけるものと思いますので、ぜひお願いしたいというふうに考えております。

名取委員長 お諮りします。ただいま議題となっております第113号議案については、ただいまの説明のように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 御異議ないものと認めます。よって、113号議案についてはそのように決定することにいたしました。

齋藤委員 大変申しわけないですけれども、議案の中で、少し頭がついていかないものですから戻ってしまって申しわけありませんが、先ほど109号議案のときに、小田原先生が、この際値上げしたらどうだという話がありました。私は発言しないまま終わってしまったものですから、そういったことが知らない間に値上がるということは絶対ないようにしていただきたいのです。

協議するという話だったけれども、値上げするとするならば、必ずこの定例会にかけてから実施する。当たり前のことですがけれどもね。小田原先生の意見のままだと、知らない間に値上がったりにしないか心配になったんです。

名取委員長 確認ということですね。

齋藤委員 はい、確認です。

米山生涯学習総務課長 料金の方の設定は、ほとんど条例で定めていますので、議決も必要ですし、当然その前にはこちらにお諮りしてという形になります。

齋藤委員 よろしくをお願いします。

名取委員長 そういうことで確認されましたので、よろしくをお願いします。

名取委員長 次に、協議事項、小・中学校における入学式のお祝いの言葉についてを議題に供します。

本件について教育総務課から説明願います。

坂本教育総務課長 3月19日、それから本日も、卒業式の方への御出席ありがとうございました。卒業式につきましても、お祝いのことばにつきまして、今後も委員会の中で協議いただいた上で決めさせていただきました。

今回は、4月6日、それから7日に行われます小学校、中学校の入学式のお祝いのことばにつきまして原案を作成いたしましたので、御協議をいただいて、教育委員会としての

メッセージを考えていきたいというふうに考えております。

本日、また前回あらかじめお配りしたのから少し直しをさせていただいております。
今お配りした方で御協議をお願いしたいと思います。

まず、小学校分から、小柳主査の方から内容を御説明をさせていただきます。

小柳教育総務課主査 小学校、3月24日と日付がございますので、こちらをご覧ください。

最初の冒頭ですけれども、小学生、1年生にあいさつするというのもありまして、言葉のつながりがわからなくなりますので、一番最初に、八王子市教育委員会を代表いたしまして、お祝いのことばを申し上げます、と申し上げた後、新入生の皆さん、ご入学おめでとうございます、と続けます。

皆さんは、きょうから小学校1年生です。きっと、きょうの入学式を楽しみに待っていたことでしょう。学校は、お友達と一緒に勉強したり、運動したり、そして、遊んだり、給食を食べたり、楽しいことがたくさんあります。

また、学校には、先生や、2年生から6年生までの優しいお兄さん、お姉さんが大勢います。皆さんが、困ったことやわからないことがあったときは、みんなが助けてくれます。

皆さんは、周りのみんなの大切な宝物だということを忘れないで、あしたから元気よく学校に来てください。

それからもう1つ、学校の決まりをよく守り、先生のお話をよく聞いて、みんなで仲よく遊んだり、しっかり勉強するということを約束してください。

ここまでが子どもの部分です。

さて、保護者の皆様におかれましては、本日はお子様の御入学、まことにおめでとうございます。いよいよお子様が義務教育の第一歩を踏み出され、お喜びもひとしおのことと存じます。

お子様の教育につきましては、学校と家庭とがそれぞれの役割を果たしながら、お互いに信頼し、連携を密にすることによってこそ効果が上がるものです。

学校では、お子様が心身ともにたくましく成長することを願い、豊かな人間性と基礎学力を身につけることを基本に、一人一人のお子様のよさと可能性を最大限に伸ばす指導をまいります。

御家庭におかれましては、ぜひとも学校の教育活動に御理解をいただき、しつけや生活習慣、健康管理について特段の御配慮をお願いいたし、さらに、PTA活動への積極的な参加など、学校と手を携えてお子様をお導きくださいますようお願い申し上げます。

終わりに、新入生の皆さんが、小学校生活6年間を心豊かで健やかに送ることができますよう、校長先生を初め教職員の皆様の熱意ある御指導をお願いするとともに、保護者や地域の皆様方の厚い御支援をお願い申し上げまして、お祝いのことばといたします。

以上です。

名取委員長　いかがでしょうか。

齋藤委員　1ページの最後のところ、「皆さんは、周りのみんなの大切な宝物だということとを忘れないで」、ここは義務の概念を入れた方がいいと思うのです。未来を担う大切な宝物と。義務をこの中に入れる。

皆さんは、未来を担う大切な宝物だということを忘れないでください。原案のままだと、少し甘やかし過ぎるというふうに思います。

小田原委員　1年生がわかるかな。

齋藤委員　未来ぐらいわかるでしょう。

小田原委員　気になるのは、きょうお読みになって、皆さんもお読みになっていると思うんですけども、きょうは非常に感動的な校長先生とPTA会長さんの間に挟まれて、お2人とも原稿を見ないで卒業生に向かってお話しされるわけです。私は非常に困る。ただどしいし、これを見なきゃ言えない部分がある。

小柳さんは非常に上手にお読みになるけれども、私は心を込めて読めない。皆さんはどうですか。

齋藤委員　それは練習でしょう。5・7・5という音感とかは、すごく頭の中に入るので。漫然と長いとだめですね。

「未来」というのは、多分わかると思います。「担う」というのは難しいかもしれない。未来につなぐでもいいですね。

周りのみんなが大切にすると、忘れないでという下の方とつながらないわけですよ。そうすると、皆さんも一人一人社会の責任を持って生きて行ってほしいし、しっかり努力してほしいし、元気でいてほしいしというふうなことを考えると、私は未来とか、何か入れてほしいなような気がするのですね。

名取委員長　それでは、ここに未来をつなぐですか。「未来をつなぐ」を入れるということですね。

そのほかはいかがでしょう。

齋藤委員　私はしつこいようですけども、これを読まないようになることを願うのです

けれども、行った方々が、小田原先生がおっしゃったように、いきなりこれを出して読むのは、私にはつらい。これは前回も言いましたけれども、何とかこれを読まなくてもいいような、そういうふうになることを祈っています。

1つ言いますと、3ページ目ですけれども、小学校によってはPTAのない未組織校がありますけれども、PTA活動への積極的な参加といっても、ないものには参加できないという意見が保護者から出ませんか。未組織校はたくさんありますよね。把握なさっていますか。

小田原委員　ここは要らないなと思いました。むしろ齋藤さんとか学校教育部長とかがぜひ入れてほしい部分だろうから、このくらいはいいかなと思うのです。

もう1つは、6割ぐらいしか組織されていないとか、あるいはPTA連合会に参加されていないという学校が多いわけですから、これは啓発啓蒙をする必要があるだろう。ただ、入学式の子どもたちにあいさつする中に入れるべきかということ、私は抵抗があります。だけれども、思いはあるから、仕方がないかなとは思いますが。基本的には、ここは要らないと思います。

それより、むしろPTA連合会に参加していない、あるいは未組織の学校があるのに対して、つくみましょうというふうに言ってきたけれども、教育委員会としてこの1年間にそういうことを何か学校なり保護者に対してやってきた実績があるのかということ、ないと思うんですよ。

坂本教育総務課長　全く未組織といいましょうか、PTAも含めた学校といえますと記憶はないですが、中学校のほとんどはPTA連合会に加盟していますし、組織されていないのは、まだ新しくできた学校程度ですから、容認しています。

小学校ですと、PTAがあって、連合会に加盟している学校がたしか40校程度だったと思います。残りについては、PTA組織は、全くない、保護者の会というふうなものも含めて全くないところというのは数校です。何らかの形で保護者代表者会ですとか、保護者とTとの関係にはなりませんけれども、組織は持っているという状況があります。

それから、個別にないところに子どもが出向いて個別に働きかけるという活動は、今年度はしてはおりませんが、連合会の方とはいろいろな会に出席をさせていただいたり、それから、連合会を通じて学校に関するいろいろな情報を流したりして、連合会に加盟していることが情報が市教委から伝わってくるということで、メリットがあるということを確認していただくというふうなことで、加盟を促すというふうなことはやってきております。

小田原委員　　そういうことだったら、「さらに」から「など」までは要らないですよ。

成田教育長　　小田原委員さんは、初めからこのPTA活動へのという、このくだりについては、入学式の言葉の中にはすぐわないという御意見だろうと思うのですが、教育委員会として、PTA活動に積極的な参加を促すという啓発的な言葉が言えるのは、はっきり申し上げますとこの入学式だけなのです。

あとは、PTAのところを言っていますが、教育委員会として言うことはなかなかできませんで、今までは、今現状はお話ししたとおりですが、PTAが組織されないものから、学校として、校長としてのPTA組織を使つての活動というものがなかなかうまくいかないというようなこともありまして、ぜひこれはつくっていきたい。PTA連合会の方もそういう意向があります。

教育委員会としても、基本的にはこの単位PTAをどうかつくってほしいというふうな啓発はずっとしているところですが、今年度、御説明の中には抜けましたけれども、宇津木台小学校、高倉小学校、そのほかにも1校新しくPTAが設立されました。宇津木台については、4月にずれ込むのですけれども、こういうふうな動きは地道にPTA連合会、それから子どもの方の啓発でできてきているところがあります。

七国の方も、16年度につくりかけているという、そういう部分もありますので、それから、統廃合の学校、これについてもできていない部分ですから、これを機会にということとは随分前から言っております。PTAの方からの祝辞の中では、PTA活動への協力に触れるようなことがあるのですが、PTAがない学校については、そういう発想がないのです。ですから、できればここに教育委員会としての姿勢をきちんと示していきたい、そんなふうに思っております。全校にPTA組織は必要だという、そういう趣旨です。

齋藤委員　　登校時や帰宅時の防犯とか、そういうものも含めてということですね。

成田教育長　　家庭教育の大切さを広げる意味でも、こういう組織がありませんと、学校の情報がなかなか入っていかない。それから、全市的なPTA活動の情報もなかなか入っていかない。

小田原委員　　僕が言っているのはそうではなくて、課長のお話だと、教育長が言ったような、これまでずっとやってきたという話、これまでずっとという話は教育委員会として全然ないわけです。それで、この入学式のときに、今新入生の前で言う話なのかどうなのか。2年から6年の親、保護者は役員しかいないわけです。そういう中で、お祝いのことばの中に、新入生の親に向かって言う話かということなのです。

それから、PTAというのは、そもそも、アメリカとかの方の話です。それが、教育委員会があって、しかも、運営委員会みたいなのがあって、学校というのをつくっていて、教員も契約制でとかいうふうな形の中で、PTAというのは生まれてきている。日本は違います。しかも、こういうところで教育委員会が参加してくださいということを言う話なのか。教育長の今の話を聞いていたら、それは、地域の防犯も含めて、保護者との話ですることです。

齋藤委員 余計なことを言ったかなと思っていますけれども、教育長さんの方からも真意がわからないと言われたのですが、私は単純に思っただけです。組織ができていないところに、こういう話があると単純に言ったのですけれども、もちろん、私はずっとPTA活動をしてきましたから、当然すべての学校にPTA組織は必要ですし、すべての学校が連合会に入ることは当たり前だと思います。そのための努力を今までしてきたわけで、PTA連合会も必死になって加入の促進をしているんです。一方では、PTA連合会から抜けている学校もあるのです。

だから、これはここで言う、言わないよりも、もっとすごく地道な必死の努力が大切だと思います。校長先生、教頭先生を初め、PTA連合会長の地道な努力で勧誘して行って、何とか入って理解を求めることであって、そういう深い意味があったなら、ぜひ入れてもいいなとは思いますが、私がなぜここで言ったかということ、全く単純に、組織がない学校のところまでこれを言っても、組織がないのにどうやって活動したらいいのという疑問が出ませんかという意味で言っただけで、組織は絶対必要だと思います。だから、文章をどう入れるかどうかというのは、私は構わないです。

小田原委員 時間をとって申しわけないけれども、なぜPTA連合会に参加していたのが抜けちゃうかという話を聞きました。なぜかというのは、単位PTAとありましたけれども、学校単位のPTAの役員になると、PTA連合会なんかに行って時間をとられたり、聞きたくもない話を聞かされたり、負担金をとられたということがあるから、だから、そんなのは大変だということで抜ける部分もないわけではないのです。

ただ、僕もPTAの連合会というのは、教育委員会の連合会とは違って必要だと思っているのです。金をとったり時間をとったりするけれども、それだけのことはやっていると思う。むしろ、教育委員会連合会なんていうのは、やめた方がいいと思っている。

ただ、教育委員会が地道な教育長が言うようなずっと努力をしてきて、なおかつ、こういうところでも言う必要があるというなら言うべきだと思います。ところが、やらないで、

ないところの学校に対しても参加してくださいなんておかしいじゃありませんか。

水野学校教育部長 この3ページのところは、委員の皆さんの議論をお願いしたいと思うわけですが、ここは学校と保護者とが手を携えてという意味でございまして、広い意味では、我々事務局で案文を考えているときに、どこかにPTAという言葉を入れて、去年の夏の機構改革のときに、社会教育部から学校教育部にPTAの所管を移したというところは、未設置校のいわゆるPTAの組織化、PTA連合会への加入を少しでも高めて、学校の応援部隊をつくっていただきたいということで、社会教育よりも学校教育の方が所管課としてはより適当ではないかということの中で所管を移した。その後何をしてきたかということでございますけれども、実は、PTA連合会の会長さんに、各学校のPTAにつきましては、公的な位置づけにもさせていただきたいと言ってきました。

PTAに補助金を一定額出しておりますけれども、これについてもさらに増額に努めていきたい。同時に、学校の空き教室等については、それぞれPTAは、公的な位置づけにするので、PTAの事務室として大手を振って活用してください。それから、複写機等についても、学校の複写機を使わせてもらってください。紙についても学校に配っている消耗品でやってください。そのかわり、PTAが、親睦会的なものとかが、教員との親睦でカラオケをやるうとか、ボウリングをやるうとか、そういったものについては、コピー機を使ったり、公費の紙を使ってもらっては困る。

そのかわり、教育に対して、学校に対して、教育のいろいろな要望をしても、PTAは、100%は物を言えない立場なのだと。そういうことで、なかなか学校が地域の意向を受けられなければ、教育委員会という理事者、オーナーがいるわけですから、そちらにも情報をいただきたい。そういうためには、PTAを公的な位置づけにして、そういった施設等の使用を認める一方で、情報をいただきたいということで、小学校、中学校のPTA連合会の会長さんにお話ししまして、それはたしか夏ごろにお話をさせていただいたのでございますけれども、昨年暮れごろに、そろそろ御返事をいただきたいということで両方の会長さんに言ったところ、大いに結構だということで、年が明けて、その辺でちょうど例の不審者の事件が出てきました。

そのときに、私の方としましては、PTA連合会の会長さんの方に、防犯ブザーについてもPTA連合会と共同でやろうという方法をとりたい。これは貸与して配った防犯ブザーについて大切に使ってもらいたいし、それから、使い方だとか、電池の補充なんていうのは御家庭の問題なので、PTA連合会の方でそういった役割を演じてもらいたい。

それから、いま1つが、学校に対するいろいろな指導通知を出したものをホームページで掲載をして、市民にPRをした。そのときに、PTA連合会にもそういった不審者の情報ですとか、学校に対して発した情報をPTA連合会にも提供して、PTA連合会の方から、今教育委員会はこういうことを学校に対して指導しているということをわかってもらう、そのことによって、学校が動かないといいますが、こういったものについても、少しPTAというものを通じて学校を活性化したいという考え方がございます。

そんなことで、PTAの存在と、それからPTA連合会の存在というものを高めることによって、設置していない学校、加入していない学校について、そういった誘導策ができるのではないかとということですが、案件は少ないですけども、教育総務課長の方には、PTA連合会に加入していないとそういった情報が遅いけれども、どうしたという問い合わせもぼちぼち出始めたということを聞いていますので、その効果が出始めたのかなという部分もございます。

そういう意味で、各学校にPTAをつくってもらいたい。PTA連合会に加入してもらいたい。それから、いま1つ、保護者の団体であるPTAと学校との連携で子どもを教育するという意味を込めて、どこかにPTAという言葉のキーワードを入れてもらいたいというのが私の方の考え方でございます。

成田教育長 未設置校について、齋藤委員さんの方からお話ですと、非常に唐突に聞こえないかというふうなお話でしたけれども、唐突に聞こえるところがまた重要だろうと私は思っております。子どもを取り巻く社会環境を考えたときに、学校と家庭、この直接の結びつきというようなものが課題をさらに複雑化している部分もあります。地域では青少対とか、民生、児童委員ですとか、たくさんの方々の参加を今いただいているのですが、PTAのないところは、そういうような課題が複雑化しているというふうに思っています。ですから、ここでは特に教育委員会としては、単位PTAは必要である。つくって欲しいという態度で私たちは臨んでいきたいということでございます。

齋藤委員 皆さんの深い気持ちはよくわかります。私は単純に質問してしまっただけなので、これはたった1行のことですから、そういう意味であるならば、このままいった方が私はいいと思います。

ただし、この文章で言ったからいいというだけのものではないということは、正直言いますと、本当に校長先生、教頭先生の協力度によるのです。そのところは、文章に入れたからいい、当たり前のことですけども、それで終わりにしないで、未加盟校の組織等

についてはずっと何とか方法を考えていくようお願いしたいというふうに思います。

成田教育長 先ほど宇津木台小や高倉小で例を挙げました。これは、PTA連合会は、単位PTAがない学校に行って何度も説明しております。それから、準備会や発足会や、あるいはそういうような部分にもたびたび行ってございます。なかなかすぐに成果は出てこないんですが、1校1校そういうような協力で立ち上がっておりますので、これからも委員さんがおっしゃるようにやってまいりたいと思っております。

小田原委員 固有名詞が出ているから聞くけれども、宇津木台とか高倉は、地域の青少対等の活動があったけれども、PTAがないために問題が起こっていた学校の1つというふうに考えていいですか。

成田教育長 課題が複雑化したというふうに私は申し上げたはずですが、問題が起こるといふのではありません。

小田原委員 では、課題が複雑化した学校の例として考えていいわけですね。

成田教育長 課題は確かにございました。

名取委員長 この件につきましては、大体委員さんの御意見も出たかと思えます。小田原委員が、これは削れといったことの1つには、教育委員会として働いていないじゃないか、だから、あえてこれは挙げることはないというように私は受け取りました。しかしながら、教育委員会の方のいろいろなお話を聞いていると、必ずしもやらなかったわけではないと思います。これは、ぜひ今後の問題として、教育委員会から積極的に働きかけていただく。機会あるごとに働きかけていただくということでぜひこのPTA活動というのは残していただきたい、このように思いますけれども、そのようにまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

細野委員 今話を聞きまして、私はこのPTA活動というのは、キーワードはぜひ入れるべきものだと思いますけれども、家庭だけに発するメッセージなのか、学校の現場の先生方に発するキーワードなのか、そこをよく考えなきゃいけない。そうすると、ここに入れることがいいかどうか。私は、皆さんの議論を聞いていて、入れなきゃいけないなと思っていたけれども、ここでないところに持って行ってほしいというような感じはします。

ですから、例えば、2ページ目に「お子さまの教育につきましては、学校と家庭とがそれぞれの役割を果たしながら、お互いに信頼し、連携を密にすることによってこそ、効果があがるものです」とありますよね。ですから、PTA活動などへの積極的な参加など、これを家庭だけでなく、もう少し違った形で入れてほしいという気がします。それを少し

考えてください。

成田教育長 今すぐには言えませんが、今御指摘のとおりです。あるいは小田原委員さんの先ほどの課題があったかというような部分、確かにこれは家庭や保護者の方だけの問題ではない。教員がつくることに反対しているというような部分も聞いております。ですから、今の御指摘、小田原委員さんの御指摘も、そのようなことを踏まえて、私たちは受けとめております。

細野委員 もう1つあります。これは義務教育の件ですので、中学校の方にもPTAの活動については触れているのですか。

小柳教育総務課主査 同じようなスタンスで触れております。

小田原委員 中学校はもっと違うのです。PTAは現にあるから、一層の、というふうに変えてはあるわけです。

名取委員長 ただいま細野委員から御指摘がありましたけれども、PTA活動の方、保護者のところだけではなくて、職員側にもわかるように、理解できるようにというところに移していただくということによろしいですか。

小田原委員 そこは、細野先生の話でいけば、PTAではないのです。そこは保護者会にきちんと学校が対応してくれと言えれば済む話です。PTAというのは、もっと別だと思のです。学校とか教職員と名前を使っているけれども、そうではなくて、現在日本で行われているPTAというのは、保護者の自主的というのかな、自立的な活動なのです。後援会的な部分とか、課長さんが一番よく知っているけれども、教員が頼りにならないところがあるから、その部分を私たちが補っていきますよという性格を持っている。

細野委員 それを例えば教職員のいろいろな学校の環境から、でも、ない方がいいなというような雰囲気のところもあるのかもしれない。だから、それに対しても、教育委員会はメッセージを出しますよということでもいいと思うのです。

小田原委員 僕が言っているのは、PTA活動を教員の本分にしろと言っているわけですが、ところが、そうではないから、PTA活動にも参加しないという現実があるのだと思うわけです。

水野学校教育部長 私の方は、今委員さんから、教員に対するメッセージも含めたPTAの活性化というお話ですけれども、今回の入学式、卒業式は、教師というのは身内なわけございまして、生徒、児童、それから保護者の方がお祝いといいますが、入学を祝する行為であった。この際、PTAへ教師が積極的に参加したり、PTA未設置校をつくれと

ということについて学校側に発するというのは、こういった入学式、卒業式の場ということからすると、ふさわしくないんじゃないかと思っております。

また、直接それを言うチャンスというのは、先ほど教育長は、親に対してはチャンスがなかなか教育委員会としては持っていない。校長、教員に対しては、幾らでもあるわけですから、私はそんなふうに今議論を聞いて思っておりますけれども、その辺のところをきちっと整理して、御支持をいただけたらなというふうに思います。

細野委員 小田原さんの話も本質的で、アメリカのPTAと日本の場合は違うのです。ただ、地域においては、つくりたいけれども、学校の方が消極的かなというところも聞いたところがある。そうすると、八王子の教育委員会としては、PTAをどういう形で機能づけして、予算づけするのかというところまで考えると、非常にアメリカ的になってくるわけです。名前からしてそうでしょう。ですから、本来的な機能としては両方が連携する組織体だよということに順次移行するような形でこれは発した方が私はいいいと思います。

小田原委員 そうすると、位置としてはここかな。2ページではなくて、3ページ。

齋藤委員 このままにしておいていいかな。

小田原委員 学校と家庭とが連携する必要があるのですよ、学校はこういうふうにやりますよ、親はこうやってくださいよ、その中でPTAに参加してくださいよとなるのですかね。

名取委員長 ぜひ入れていただきたいという考えが強いようですし、場所としてはここが適当だろうという結論に達しました。いろいろ御意見をいただいてありがとうございました。

成田教育長 委員長からも、先ほど教育委員会はもう少しこれについて力を入れていきなさいという部分があります。アクションプランの方でも、きちんとした項目を立ててこれについてはやる方向でいっておりますので、早急にそれはやってまいります。

名取委員長 予算の方もぜひ頑張ってください、すばらしいPTAを各校でつくるように御努力をお願いしたいと思います。

坂本教育総務課長 続きまして、中学校、よろしいでしょうか。

小柳教育総務課主査 中学校でございます。3枚でございます。

新生の皆さん、御入学おめでとうございます。八王子市教育委員会を代表してお祝いのことばを申し上げます。

きょうから、中学生になった皆さんは、入学の喜びと、新しく始まる中学校生活への期

待でいっぱいのことと思います。中学校の3年間は、長い人生の中で、心や体が急激に大きく成長し、また、将来の自分の進路を選択する基礎をつくっていく時期でもあります。ですから、まず皆さんは、社会においても、家庭においても、重要な時間を過ごしている大切な1人の人間であるという自覚を持ってください。

その上で、中学校生活を充実させるために、しっかり毎日の学校の勉強をすること、そして、勉強以外にもう1つ、部活動や読書、また、ボランティアなど、自分で目標を立て、自分から進んで取り組んでください。こうした日々の生活の中で、自分で考え、自分で判断し、自分で表現するという力を身につけることができるようになります。

また、かけがえのない友達や、人と人のかかわりの中で、自分を見つめ直し、自分自身のこれからの生き方を考えていくことができるようになります。

熱意ある先生方の御指導のもと、学校の勉強の中で、皆さんは社会体験を広げながら、個性を伸ばし、将来の夢や目標を実現するため、1日1日の努力を積み重ねていくよう期待してやみません。

さて、保護者の皆様におかれましては、本日はお子様の御入学、まことにおめでとうございます。子どもたちが心身の急速な成長を見せ自立しようとする中学生時代は、御家庭における励ましや心の支えが基本であり、欠かせない大切なことです。ぜひとも学校の教育方針や指導を御理解いただき、PTA活動を一層推進されるなど、学校と力を合わせてお子様が豊かに成長されるよう御支援をお願いいたします。

終わりに、学校選択制が始まった中学校においては、地域の皆様方の御理解と御支援がこれまで以上に重要であると考えております。どうぞ力強い御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、校長先生を初め教職員の皆様には、新入生一人一人が明るく充実した中学校生活を送ることができますよう一層の御尽力をお願い申し上げ、お祝いのことばといたします。

名取委員長 御質疑、御質問等ありますか。

小田原委員 「不安」という言葉が消えたんですけれども、きょうの卒業式での小学校の子どもたちへの言葉の中に、期待と不安でいっぱいですという言葉が出てきますよね。だとすると、ここで全く落としちゃっていいのかなという感じはあります。

小柳教育総務課主査 最初に、期待と不安でいっぱいというのがありまして、その後、期待でいっぱいである中に、幾分か不安も入りまじっているという不安の部分を幾分かということで御指導いただきました。その辺の読みの中で、期待という言葉は残してあり

ます。

齋藤委員　きょうの小学校の卒業式で、私は自分の言葉としてつけ足させていただいたのですけれども、中学校になると、不登校の問題ですとか、引きこもりの問題だとか、不安に起因する問題が多くなる。だから、不安が多いだろうけれども、困ったときには周りの人にたくさん相談してほしいというような言葉をつけ加えたのです。最初のうちは不安は大きいと思うんですよね。これに決定しても、私は恐らくつけ加えると思います。なるべく大勢の方に相談してほしい、前向きに対処してもらいたいということは入れてほしいです。

名取委員長　不安という語句を入れたらどうかということですね。

成田教育長　私も不安が入りまじっているという子どもの心を正面に受けとめて、また、送り返してあげるというのもとても大事なことだろうなというふうに思います。齋藤委員さんがまた言葉をつけ加えていただければと思います。

名取委員長　中には、期待より不安の方が大きい新入生がいると思いますので、では、いかがでしょう。ここに不安を入れていただくということでもよろしいですかね。

細野委員　不安は、確かにある。その不安をどういう形で対処して、どうのように料理するのか、それぐらいの気力をもう体も大きくなるわけだからできると思うんです。入れるならば、そういう積極性がないといけない。かわいそうだな、かわいそうだなで終わってしまうのは、今の教育の悪いところです。

成田教育長　不安が入りまじったという、そういう表現でしょうか。

小柳教育総務課主査　原案の「期待でいっぱい」である中に、幾分かの不安も入りまじっていることと思います、ということでは最初なっております。

名取委員長　そういうことで、ほかはよろしいでしょうか。

水野学校教育部長　提案しておいて、少し気になったのですけれども、2ページ目の1行目から1段落目に、「自分」という言葉が8カ所ほど出てくるのです。これは、読んでいて、個人的な見解かどうかわかりませんが、ちょっと耳ざわりだったので、1行目で「自分で目標を立て」その下の「自分から進んで」を「みずから」に直したらどうかということと、次の3つの自分は、これは生かして、「自分で考え、自分で判断し、自分で表現する」、これはそのまま生かす。その次の次の行の「自分を見つめ直し、自分自身のこれから」というふうなところを「自分自身を見つめ直し、これからの人生を」と、下の自分自身を上を持って行って切ったら、少し「自分」という言葉の反復が整理されるのか

など、ちょっと訂正をさせていただきたいなという思いがあるので、提案させていただきます。

名取委員長 今提案がございました。1行目の下の方の「自分」をみずから進んでというところ、7行目の自分自身を見つめ直しというふうに直して、下の自分自身はカットする。

小柳教育総務課主査 では、ちょっと整理します。1枚目の最後、「また、ボランティアなど、自分で目標を立て、みずから進んで取り組んでください。こうした日々の生活の中で、自分で考え、自分で判断し、自分で表現するという力を身につけることができるようになります。また、かけがえのない友達や、人と人とのかかわりの中で、自分自身を見つめ直し、これからの生き方を考えていくことができるようになります」というふうな形で整理したいということではよろしいでしょうか。

成田教育長 自分という言葉とみずからという言葉と自分自身、この使い分けみたいなものを教えていただけますか。

小田原委員 これは、自分は、自分ですよ。みずからというのは、人から言われるのではなくて、おのずから、みずからということ、自然と自分の中から進んでやっていくような感じということです。自分自身というのは、他を意識したときに、自分を強調するときに、「自分自身」となります。

細野委員 そのところ、「かけがえない友達や、人と人」、非常にミクロなんですね。「かけがえない人たちや社会とのかかわりの中で」にしてほしいな。どうもこじんまりし過ぎている。かけがえのない友達、友達ばかりじゃないです。家族も含むし、地域の人も含む。

名取委員長 また、かけがえのない人たちや、社会とのかかわりの中でということですね。いかがでしょうか。

成田教育長 2ページ目の3行目、「自分で考え、自分で判断し、自分で表現する」、このところは、これでよろしいでしょうか。

細野委員 何か自己がなくなっちゃうけれども、もう少し言いますと、判断し、表現するというけれども、評価して選択する力はすごく大事で、選択することというのは、逆に言うと、もっと別の可能性があるやつを捨てることなのです。非常に精神活動としては高度ですから、それが中学生ぐらいになるときちゃんとできるようになるわけですから、そういう言葉を入れてほしいです。判断して、選択する。

小田原委員 選択し、評価する。評価が先なのか、後になるのかな。

細野委員 選択し、評価する。プラン・ドゥ・シー・アクション。マネジメントでやっているでしょう。同じようなことです。選択し、評価する。

小田原委員 みずからではなくて、自分だろうな。

細野委員 だから、「表現」というところを「選択」に変えませんか。「自分で選択」する。

水野学校教育部長 生きる力ということを総括しているわけですから、そうすると、最後の表現のところは、行動が入るわけですよ。行動という意味で表現するものです。

小田原委員 きょう、私が行った学校の校長先生は、こういうことを小学校6年生が卒業するときに言っているのです。選択して、評価していく。そのときに、必要なのは勇気だというふうに言っていた。その勇気が欠けていると。だから、それをあなた方はできるのだから、難しいことだけれども、勇気を持ってやってくださいということ呼びかけているんです。そういうことを言いたいのですけれどもね。

細野委員 そうすると、この「判断」というのは、選択と評価を含んでいるわけですか。

小田原委員 含んでいるのですが、「選択し、評価する」とした方がわかりやすい。ひっくるめるよりは。

成田教育長 判断ということは、新しい意味が入ってきます。

小田原委員 表現というのは、今部長が言ったように、難しいことをひっくるめて言っているのです。

細野委員 表現というのは、すごく難しいと思う。

小田原委員 これは、例のIT教育の問題だとか、国際というのを含めて、この表現という話になっていますけれども。

名取委員長 「自分で選択し、評価する力を」とやると和らぎますかね。

小田原委員 要するに、プラン・ドゥ・シーを言いたいんですね。

齋藤委員 では、「判断し」と変えますか。

小田原委員 「選択し、評価し」でいいと思います。

名取委員長 「自分で判断し、評価する。」ですね

小田原委員 それが判断ということだけれどもね。考えは考えで、これはそこが出ださじらうと思います。考えたりするいろいろなこと、人によって違ってきますけれども。

成田教育長 そこは判断という言葉を選択し、「評価し」というふうに入れかえる。評価し、自分で表現する。

名取委員長 判断より表現の方がいいですか。

小田原委員 「自分で考え、自分で選択し、評価して、自分で表現していく。」です。

名取委員長 「自分で選択し、表現する力。」ですか。

小田原委員 選択し、表現するというと、やはり判断がいいかな。

では、こうしましょう。「自分で考え、自分で選択し、評価する力と、自分で表現する力を身につけることができるようになります。」

名取委員長 「自分で選択し、評価する力と、自分で表現する力を身につけることができる。」

小田原委員 後で言おうと思ったのですけれども、このとおりに読んでから、あと10分話す人を知っています。別のところなのですが、そういうことは必要だと思います。これはこれとして、教育委員として言う。これから、私は皆さんにさらにつけ加えてこういうことを言いますよと、構わないと思うし、これを私も適当に変えていますけれども、つけ加えたり、校長先生から先ほどお話がありましたけれどもみたいなことを言ったり、構わないと思うのです。

成田教育長 きょう行った学校の校長は、冒頭に、このあいさつを読んでいただいた後で、はなむけの言葉を5分程度お願いします、と言いました。5分なんか要りません、一言ですと答えましたが、校長がはっきりそういうふうに言ってくれました。

細野委員 私のところは言われなかったけれども、私は言いましたよ。

齋藤委員 私も、つけ加えさせていただけるなら、なるべく短い文章にして、あとは行った人間の判断に任せる程度にした方がいいと思います。

ちなみに、きょうの卒業生に、教育委員会からのお祝いのことばで印象に残ったものがあるかとアンケートを1度とってみたらいいと思います。

小田原委員 それは、ほとんど残らないです。

齋藤委員 これだけ皆さんが貴重な時間を使って議論しても、印象に残らないとなると残念ですね。なるべく短い言葉にして、後は行った人の判断に任せることにすればいいのではないのでしょうか。

名取委員長 前に戻りますけれども、これは告示的なものだと思うんです。これはしっかり守らなきゃいけない。ほかのことは不要だということを前回決めました。だから、どんなふうと言ったらいいかなと迷っているのですけれどもね。

細野委員 全部裁量に任せると、かえって負担に思う人だっています。きょう、何十人動

員なさったのですか。語彙が豊富で思いもある人と、義務だからという人たちもいるわけですね。

齋藤委員 前回のときには、決めたとおりに私も読みました。ただ、つけ加えることはいいですねと確認はとりました。だから、私は、それはいいと思うのです。だから、なるべく短いすっきりした文章にして読みますけれども、なるべく短くすっきりさせてもらって、あとはそれぞれに任せていいんじゃないでしょうか。

細野委員 お読みになって練習なさったときに、どれぐらいの時間を要しましたか。

齋藤委員 大体私は自分の言葉も入れて5分ぐらいかな。

細野委員 それぐらいです。それぐらい、我慢できないわけがありません。この文章だけで終わる人もいるわけです。もし、裁量でつけ加えるのだったら、一、二枚でいいのです。でも、そうではない人もいるということを考えると、バランスとして、これぐらいの分量というのは適切だと思いますよ。

名取委員長 それはそれとして、もとへ戻りましょう。3行目から4行目にかけて、2ページです。選択と評価と表現の3つの言葉。どう整理しますか。

小田原委員 そうすると、僕が言ったのはやはりよくないから、自分で選択し、評価し、そして自分で表現するという力をとるのかな。選択し評価という言葉を入れたいけれども、つながが悪くなれば、判断でひっくるめちゃうということかな。評価は欲しいね。

細野委員 思考、判断は同一のカテゴリーの中に入るような気もするんです。

小田原委員 だから、構造的に言えば、選択、評価だよね。思考、選択、評価か、表現だったよね。

成田教育長 この判断という言葉は、昔から言われているわけですがけれども、この時代の中で、状況の中で必要な選択という、そういうことがとても大事だと思います。先ほど来の選択という言葉は入れたいなというふうに思っております。

細野委員 選択というのは難しいですね。知っていることでもあるし、とても難しいです。

小柳教育総務課主査 ちょっと今のところを読んでみます。こうした日々の生活の中で、自分で考え、自分で選択し評価して、そして表現するという力を身につけることができるようになります。

選択し評価して、そして、表現するという力を身につけることができますようになります。

小田原委員 また、かけがえのない人たちや社会とのかかわりの中で、自分自身を見つめ直し、これからの生き方を考えていくことができるようになります。いいじゃないですか。

名取委員長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この小・中の入学式お祝いのことばについては、修正を加えてまた早いうちに送っていただいて、完全に読み上げる。そして、さらに思いを加えてもいい、つけ加えていただきたいと思います。

小田原委員 つけ加えたい方があれば、これを制限することはない。小学校の入学式は、それこそ余分なことは余り言わない方がいいだろうと思いますけれども。

成田教育長 ぜひ小学校の場合は短くしていただければと思います。

名取委員長 易しくわかりやすく読み上げるようにしましょう。どうもありがとうございました。

そういうことでこの項は終わります。

小田原委員 市長はちゃんと読むんですか。

齋藤委員 市長は、間違いなく一言一句全部読みました。

小田原委員 読みやすかったか、中身としてどうだったか。

成田教育長 市長は、必ず丁寧に読み上げていらっしゃいます。

感想ですが、中学校、小学校のお祝いのことばを私も読ませていただいて、自分の言葉の中で、流れがとてもよかったと思っています。ありがとうございました。

名取委員長 報告事項をお願いします。

学事課からですね。

望月学事課長 就学援助の認定基準の改正について御報告いたします。

就学援助につきましては、学校教育法の規定で、児童生徒の保護者が経済的困窮により進学が困難な場合、市町村長が援助するということになっておりまして、生活保護世帯というのは既に福祉事務所の方で決まって、同時にこれに準ずる世帯を合わせて就学援助世帯と申しまして、その認定の基準は就学援助の支給要綱で教育長が認定基準を定めるというふうになっております。

どの程度の経済的困窮で就学援助世帯とするかというこの基準でございますが、市の福祉施策と関連が深いため、あらかじめ経営会議の方に付議いたしまして、教育長の方針の承認が既にされました。それを受けて、今般教育長の専決でこの認定基準を決定いたしましたので、担当の穴水主査の方から御説明いたします。

穴水学事課主査 それでは、資料に基づきまして、就学援助の認定基準の改正について御

報告いたします。

最初に、就学援助制度の現状について御説明いたします。資料1ページの1をごらんください。

就学援助制度は、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を行う制度ですが、生活保護法に規定する要保護者と、教育委員会が要保護に準ずる程度に困窮していると認める者、これを準要保護といますが、この両者がその対象となっています。

平成16年度の基準で適正化を図った点は、この準要保護者の認定基準になります。準要保護者の認定は、教育委員会が生活保護法における保護基準額に一定数値、この数値を基準倍率と呼んでいますが、一定数値を乗じた額を準要保護者の認定基準として定めて、対象者の所得がその基準額以下のものを一律に認定しています。

なお、この基準倍率については、昭和48あるいは49年度において、当時の市町村民税非課税限度額が生活保護法における保護基準額のおおむね1.3倍であったことから、基準倍率は1.3倍が適当であるとされていましたが、その後、非課税限度額の改正に比較して、保護基準額の改正が大幅に行われたことで1.3倍とすることが実態に適合しなくなっております。このため、基準倍率の根拠が不明確であるという問題が発生しております。

次に、認定基準者数などの推移については、資料2ページをごらんください。

準要保護者の認定者数あるいは全児童生徒数に対する認定者数の割合である認定率は、近年特に上昇傾向にあり、平成13年度には、小学校は3,968人、認定率が13.94%、中学校は1,804人で13.28%となっています。

今回の資料にはありませんが、平成10年度の認定者数、認定率と比較しますと、3年間で小中学校合わせて約1,200人認定者が増加し、認定率も約3%上昇しております。また、モデル世帯試算による認定基準額が都内26市中6位と高額であったため、平成14年度に基準倍率を1.3倍から1.2倍に変更しましたが、依然として26市中9位と高額であり、平成14年度には、ほぼ横ばいとなった認定者数、認定率も、今年度には再び上昇しているため、認定者数、認定率が年々上昇している。認定基準額が他市と比較して高額であるという2つの問題点は解消されておられません。

また、平成15年度に準要保護者として認定された者の中には、ここ数年で賃貸住宅から持ち家に転居し、準要保護者として認定されながら家を購入したと考えられる者がいるとともに、公務員が認定されるなど、学用品などを買うことができないために就学困難と

認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を行う制度である就学援助としては実態にそぐわない認定基準となっております。

資料3ページをごらんください。以上のように、基準倍率の根拠が不明確で、他市と比較して高額で、実態にそぐわない認定基準を適正化するには、まず第1に、生活保護が最低限度の生活の保障であることにかんがみ、認定基準額を生活保護法における保護基準額と同程度、すなわち基準倍率1.0倍とするとともに、第2に、単に認定基準額を引き下げるだけではなく、認定基準額を超過する場合でも、国の基準項目や世帯の特殊事情により認定の可否を決定して、より世帯の実情に即した認定をする必要があります。

この基本的な考え方にに基づき、平成16年度の認定基準の変更内容としては、まず基準倍率については1.2倍から1.0倍に引き下げた場合は、前年度よりも所得が減少しても、非認定となる者が想定され、市民理解が求めづらい部分もありますので、これに対して、1.1倍に引き下げた場合は、近年の状況から、所得の減少により認定となる者が相当数見込まれるなど、所得が前年度とほぼ同額で、認定基準額の引き下げにより認定から非認定となる者はごく少数であると想定されることから、平成16年度の基準倍率を1.2倍から1.1倍に変更することにより、認定基準の適正化を図ることとしました。

また、認定基準額以外の認定要件の追加につきましては、国の基準項目である国民年金の掛金の減免、あるいは児童扶養手当の支給などとともに、主たる所得者の失業、死亡等の特殊事情による認定要件を追加して、より世帯の実情に即した認定をするものとしたしました。

なお、1.0倍への変更につきましては、今後の経済状況や認定者数あるいは他市の基準などの動向を引き続き検証するとともに、認定基準をさらに精査して、一定の整理ができた段階で、改めて経営会議に付した上で対応していきたいと考えております。

報告は以上です。

名取委員長 就学援助の認定基準の改正について御説明がありました。御意見、御質疑はございますか。

望月学事課長 規定上認定基準は教育長の専決というふうに規定されております。

小田原委員 この件は定例会で取り上げられたことはありましたか。

望月学事課長 初めての説明になります。

小田原委員 考え方がよくないと思うのです。言っている話は何かといったら、基準倍率の根拠も不明確だと言っているが、それは明確になってきているんですか。どこで明確に

なるのですか。1.0にするということを前提に、ただし、諸般の事情で、再認定できない、総所得が下がっての非認定となる者が出てくる恐れがあるから、経過として1.1にするという話だったらわかる。

望月学事課長 趣旨とすると、そういう趣旨です。

小田原委員 だから、不明確だと言っているのに、明確にしていなくていいところがあるというわけ。教育委員会のすることではないと僕は思います。言っていることは違うのです。2ページのイのところの認定されている者がいると言っているけれども、これは何のために書いているのか、これもよくわからない。要するに、これを言っているというのは、そういう者がいたっていいじゃないの。要するに基準を設けていて、基準に相当する者であれば、何をしたって構わないじゃないの。

齋藤委員 私も小田原委員さんの言っていることとちょっとかぶるかもしれないですが、生活保護を受けている家庭の支給率もここで一斉に一律下がるというようなことを読みましたけれども、1.2から1.1というのは、本当に困っている家庭はちゃんとしてあげなきゃいけないと思うし、私は小田原先生とはまたちょっと違うけれども、そのところでうまく補助を利用しながらしている者と、基準を考えていくべきで、一律下げるということは、本当に困っている人はもっと困っちゃうわけです。

だから、そのあたりをもう少し本来だったら考えるべきなんじゃないかなというふうに思いますけれども、まさしく同じように決まっちゃったことだからしょうがないのかもしれないですけれども、何でもかんでも一律に1.2から1.1にするということになると、本当に勉強したくても困っている家庭の子はもっと厳しくなるということです。

望月学事課長 小田原委員さんのお話ですけれども、基準につきましては、私どもは基本的な考え方というところで1.0とするというのを基本的な考え方として適正化の方向だというふうにお示したつもりです。ただ、1.2から1.0にした場合に、急激な変化があるので、それを緩和するためにも、16年度については1.1にするということで、先ほど担当から御説明しましたように、1.0の方向については今後の状況を見ながら、また改正の機会を見たいということでございます。

それからもう1つは、齋藤委員さんのお話にありました一律ということですが、基準倍率については、もちろん数字ですから、そういう意味では一律でございますが、3ページのイというところで、認定基準以外の認定要件の追加というところで、アとイということで、その認定基準に該当しない場合でも、(ア)と(イ)に該当する場合について

は、経済的困窮というふうには認められるということで、額が単に1.1を超えていたとしても、この要件に該当すれば認定できるということでカバーできるような仕組みをつくったというつもりでございます。

水野学校教育部長　これは、国庫補助金をいただいておりますが、国の補助率というのは実際の補助率に比べると少ない。国庫補助金という国の制度なのです。この国の制度の中で、通常ですと1.1なわけです。国の制度と同じにする。ところが、市町村が裕福な時代がずっと戦後といいますが、高度成長時代がありまして、1.3というような1つの国の指針みたいなものも当時出たように記憶していますが、そういったようなことから、国の基準に上乘せをしていたのが0.3というふうなことなのです。いわゆる横出しとか、上乘せとかいう国の基準に対してやってきた、そういったものです。

だけれども、国基準としましては、全国的には1.0という市町村が多いのですけれども、東京都近辺におきましては、過去から福祉の手当とかこういったものについては、国の基準にプラス・アルファというものがついていた。そういう長い時代が続いていました。ところが、市町村財政が厳しくなったので、全国平均の国の基準に合わせるべく、一生懸命努力しているんですけれども、今までの厚い基準を一気に1.0にするかということ、これはなかなか今でもらっていた人が対象にならなくなっちゃう。そういうことだから、先ほど提案したように、少し時間をかけながら、様子を見ながら、また、他市の状況を見ながら、最終的には基本的な考え方は国の基準、全国の基準の方に合わせていこうという提案でございます。

小田原委員　気持ちがどうということなのかというのがあらわれるようにしてほしいわけです。だから、部長のお話のように、地方公共団体の予算が潤沢なころには1.3とかというのあったというふうに言うけれども、潤沢だから1.3にしたということではないと思うのです。生活保護の基準だけではなくて、学校に来やすい状況をつくってあげましょうという、そういう考え方が1.3にしたと思うのです。

そして、その精神とか趣旨というのは、金がなくなったからと、こういうところを削っていいのかという話にいてしまいます。金がなくなったから、しょうがない、こっちも削りましょうと、そういう話だったら、1.0だというのははっきり出すべきだよ。何もそんな、1.1にすることはない。

だから、1.2に保って、ほかの例は出しにくいけれども、例えば公共事業をもっと削ってこっちの方はそのままにしておいた方がいいよという話は当然出てくるわけでしょう

から、そうではありません、これも1.0にして、ただし、経過措置をとりますよという話と、そうではなくて、根拠が不明確なまま1.2は金がないから1.1にします。その前の事務担当者研修会なるものがどれだけの権限を持っているのか知らないけれども、そんなところで指導されていて、だから、1.3を1.2にする、1.1にするという、そんな話なのか。そういう話を持ってくれば、私は市の教育委員会としての根拠立て、ステータスが何なのかということをお問われていくだろう。だから、ずるい形はやめてほしい。根拠が不明確なら、根拠を明確にします。1.1とか1.3とかということ自体がおかしいというふうにすべきだと思います。

名取委員長 それは、教育委員会でそういう意見が出たということで、なかなか大変なことかと思えますけれどもよろしくをお願いします。

小田原委員 だから、教育委員会の基本線でしょう。そういうのをなぜ報告で済ませちゃうのかというのがわからない。

望月学事課長 今後、規定で教育長になっておりますが、それについて見直しについて検討したいと思えます。

小田原委員 教育長が専決で決めてもいいけれども、こういうふうにかがですかということぐらいは聞いてほしい。でなければ、かけないでほしい。だって、かける意味ないでしょう。後で、私は知らなかったということを言わざるを得ないという話になりますけれども、そんな話を私は聞いていませんと。

名取委員長 では、そういうことで、よろしくお願ひしたいと思えます。

大分時間がたって、まだ議題がたくさん残っています。

健康を考えて、皆さんも頭も疲れているようですので、私もそうですが、10分間休憩にしましょう。

【休憩】

名取委員長 それでは、休憩に引き続いて再開いたします。

学事課、八王子市特別支援教育移行計画実施要領について御説明をお願いします。

望月学事課長 本件につきましては、16年度から着手いたします移行事業につきまして、全校において移行事業を実施する内容、それから重点校、これは東京都のモデル事業ということが予定されておりますけれども、重点校において実施する内容、それから、市全体

としての実施体制、これを定めたものでございまして、教育長専決で決定いたしましたので、ここに御報告するものでございます。

なお、この要領につきましては、今週中にも各学校に示すとともに、モデル校の重点校の募集を4月中旬ぐらいまでにかけて行う予定でございます。

それでは、内容につきまして、担当の上野主査の方から御説明いたします。

上野学事課主査　それでは、御説明申し上げます。

その前に、提案する側から申しわけございませんが、一部前回の特別支援教育移行計画の答申をいただいたときに御指摘をいただきましたものが生かされていない文言がありますので、訂正させていただければと思います。

1 ページ目、移行事業全般の教育委員会の改革でございます。教育委員会は、八王子市特別支援教育協議会（仮称）を設置し、移行事業（モデル事業）を統括するという表現になっておりますが、教育委員会が統括に当たるのではなくて、特別支援教育協議会、推進協議会というふうに呼ばれることに予定しておりますが、それが統括するわけではございません。ですから、統括する、の部分を実施に関する諸課題を検討、協議するというふうな文章にしませんと、前回も特別支援教育対策委員会が統括するという表現にいたしまして御指摘をいただいたところでございます。大変申しわけございません。そちらの方の訂正をお願いいたします。

あと、全般的な御説明をさせていただきますけれども、1の移行事業全般に関係しますところは、【教育委員会】とか【各学校】というふうに表示してございます。次ページの【外部支援】、【コーディネーター】の部分で表示してございます。

こちらにつきましては、全部の学校で全般的にそういう内容、もしくは全部の事項について触れている部分でございます。

2の重点地域または重点校という次ページの部分ですが、このところにつきましては、モデル校での実施のことについて記述を差し上げております。

それから、あとは3、保護者の理解推進の部分と、4の今後の計画ということで、4つの説明で構成してございます。

教育委員会につきましては、先ほど申し上げましたように、教育委員会から特別支援教育推進協議会という形、ここには教育協議会という形で書いてございますけれども、そういう部署をつくります。移行事業につきまして、実施の諸課題を検討して協議していきたいという姿勢をとっております。

特別支援教育協議会につきましては、学校関係者、心理職、学校精神科医、保護者、盲・ろう・養護学校、教育委員会関係者で構成するとなっております。

あとは、各学校の方のところで、いろいろなことで初めてこの事業に入ることがあるものなので、(4)番、(5)番のところに、専門家チームというのを掲げてございます。これは、教育、保健、医療、福祉、NPO等の各専門分野の方に専門家チームを組んでいただきまして、各学校での実際の相談、実際の子どもの行動観察等を通じまして活用していただくというようなことを考えているところでございます。

あと八王子市としての教育委員会の独自の提案としましては、コーディネーターの連絡会を設置するというのを掲げてございます。これによって、各学校のレベルの統一と各学校の運用というような意味合いをもちまして、コーディネーターの連絡会を設置しようということで考えてございます。

あと各学校につきましては、これは全学校というふうに考えております。校内委員会と特別支援教育コーディネーターを各学校に組織します。コーディネーターにつきましては、校長先生が指名をいたします。

このコーディネーターと校内委員会の詳細につきましては、現在までのところ、文部科学省がこちらの方に掲げました小中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(指針)ですけれども、それを示しておりますので、これを見まして、各学校で組織して活用していただくということを予定してございます。ですから、こちらの方も、詳細につきましては、こちらの資料の方には書いてございません。

2ページ目にまいりまして、各学校での八王子市の考え方としまして、一番上の(15)のところ、特別な教育支援が必要な児童生徒の指導は、校内全教職員により行う。これは、特別支援教育制度がない中で、試行事業をしていくという性格があるものでございますので、専門の職員を配置するという状態にはなっておりません。そのために、当該の全職員の協力によってこれを進めていくということを考えてございます。

外部支援につきましては、盲・ろう・養護学校の相談窓口の方に、学校での生徒の相談をしていく。学校心理士さんの助言をいただく。

あと学校医さんの窓口としての側面からというようなことを掲げてございます。

コーディネーターにつきましては、先ほどの文部科学省の指針の方に詳しく書いてございます。それから、連絡会の方のことを説明しております。

重点校（モデル校）につきましては、課長の説明にありましたように募集をかけますけれども、小学校10校程度、中学校5校程度の規模で、実際に事業を進めていくということと載せてございます。

全校でのことと違いますのは、この学校につきましては、基本的には子どもさんの見立て、特別な教育技術があるお子さんを見立て、それから始まりまして、教育ニーズに応じた特別な支援を実際にしていくということを目指しております。それが、全校でのことと違う部分と思っております。

支援体制につきましては、専門家（学校心理士さん）等の巡回相談をモデル学校に行きまして中心的に行うことと、盲・ろう・養護学校の教員さん、心身障害学級の担任の方も支援にあたる。この中で特別な支援教育につきましても、個別指導計画の作成を実際に始めようということ2番目に掲げてございます。

（3）番につきましては、学生ボランティア等そういった経費がかかりますので、それにつきましては、東京都の委託費の一部を予定してございます。

あとは、知的障害・固定学級、情緒障害・通級学級、言語障害・通級学校、通常学校というふうに掲げてございますが、それにつきましては、ほぼ15年11月の特別支援教育の移行計画、そのものとほぼ同じでございます。

通常学級につきましては、先ほど申し上げましたように特別支援教育での指導を含めて多様な支援を行うというところを実際のモデル校の中では目指しているというところを掲げてございます。

3番の保護者の理解推進につきましては、すべての学校をできるだけカバーすることを含めまして、特別支援教育移行事業の説明会を平成16年度の早期から実施していく予定をとっております。

学校以外、地域等の保護者の方にも、いろいろな説明をそちらの方で差し上げたいというふうに考えております。

あと今後の計画につきましては、この実践を通じまして、指導方法を検証し、東京都の教育委員会への報告をもちまして、東京都の全体計画の中でもこの移行計画の実績を活用していくということ掲げてございます。

以上でございます。

名取委員長　ただいま学事課の方の説明が終わりました。

本報告について御質疑はございませんか。

齋藤委員　私はこれを読みながら驚いたのですけれども、私は、特別支援教育推進協議会というのがまずでき上がって、その協議会の方々がこういう内容を話し合いながら考えていき、具体案を考えていくと思っていました。現実的には、まだこの協議会というのはいき、できていないわけですよ。できていない状況の中で、各学校ではこうだとか、通級学級だとかいろいろなことについて決められちゃっているというところは、私の理解と違っていたなというのが1点あります。

平たく言って、不安なのは、移行計画としては各学校に特別支援教室をつくらうとしていっているわけですよ。そのとき、私はちょっと勉強するときにもお聞きしたと思いますけれども、当然先生の加配をしていかななくては、今の学校に、LDの子だとか、いろいろと障害児の子たちがやってくることによって、専門家が配置されていかないと、相当苦しいのではないですかという質問はしたと思うのですけれども、私は今の説明を受けた中では、指導は校内の全教員により行う。ここが、加配も何もされないで行っていくというようなことが協議会もできないうちにうたわれているというのは、これは絶対不可能ではないかなと、もし本当に加配も何も考えずに今の学校の現状の中に教室だけつくっていくというやり方は、まず相当現場は苦しくなってしまうませんか。

望月学事課長　まず、推進協議会の件でございますが、この推進協議会は、実施をしながら諸課題を検討協議するという御説明いたしましたけれども、どのように実施するかということは、移行計画と実施要領、それから、1番の(8)の文科省のガイドラインがございます。これに基づいて、これを参考にしながら実施していくということでございまして、基本的な骨格を示す中で、各学校が個別の取り組みをするということを趣旨にしておりますので、推進協議会で決めなければスタートできないというふうに考えておりません。そこでのさまざまな問題について課題を協議していくというところがこの組織というふうに私どもは位置づけております。

2つ目に、特別支援教室の関係で、先生の加配の問題がありました。これは、2ページ目のところで、(15)番の校内全教職員により行うというふうに確かにありますけれども、あわせて、特にモデル校のところで、知的障害学級、それから情緒障害学級のところで出ておりますように、例えば知的障害学級で取り組むことは、交流時間をふやすというふうなことがあります。それから、2番目に、可能な限り通常学級の指導を試みるということ、それから、その場合、(3)で、上記生徒についてはそうした通常学級での特別支援教育を支援するために、心障学級の担任教諭とか、あるいは非常勤講師等によって指導

の支援を行うということで、例えばそこで生じた人員の穴について、何らかの形でカバーしようと、例えば非常勤講師とか、あるいは2枚目の2の支援体制の(3)のところ、指導補助員賃金とございますけれども、こうしたところで、例えば担当の先生が通常学級での指導に当たる場合に、そこで指導補助員がカバーをするというふうな形で考えております。

情緒障害学級につきましても、(1)番で、障害の程度に応じた在籍校での特別支援教育による実践指導について取り組むとありますが、その場合については、心障学級の担任教諭とか非常勤講師等による指導支援を行うということで、非常勤講師をつけたり、あるいは指導補助員をつけるという形でカバーするという形をとっております。

それと、こういった体制をとると同時に、4%とか5%と言われております特別な支援を必要とする子がどのような形で特別な支援を実施しているかということでございますが、これは、現在の通常学級の中での指導方法の改善がかなり中心の部分占めるだろうというふうにと言われております。したがって、それによって、4%、5%の子どもにすべて加配の教員なり人員がつくのかというふうには考えておりません。

もちろん、そこに例えば通常学級の中で行う場合に、補助的なサポートが必要という場合には、その人員はもちろん必要だと思いますし、それから、特別支援教育の方に振り出して補習を行う場合については、ここに掲げておりますけれども、心障学級の担任教諭とか非常勤講師とかいった形での人員の配置を予定しているということでございます。

齋藤委員 文章でいろいろと書いてありますが、平たく言うと、私なりの理解で言うと、今のところ、いろいろな場所に固定学級とか通級学校があるのは、通ったりするのが大変だから、すべての学校に特別支援教室をつくらうということだというふうに私は思っているのですけれども、そのこと自体はすごくいいことだと思いますが、前回、学校訪問で、小田原先生と細野先生と3人でちょうど訪問した学校に、4年生にたった1人、男の子の多動の子がいた。

そのたった1人の多動の子に、教頭先生と校長先生がつきっきりで、教頭はほとんど仕事なんかできずに、我々がいる間、ずっとその子の後を追いつつながら世話をしている。これは、計画そのものがどういうふうに移行していくのかと、確実に何か特別な専門家の加配をしていかななくては、計画そのものが根本的に無理だというふうに私は思うのですけれども、意見として間違っていますか。

小田原委員 そのとおりです。先進的に取り組んでいくという話とは違うなという感じを

受けます。八王子として、どこが先進的なのか。校内委員会のことが突然出てきたけれども、これはどこから出てきたのかな。

4%から5%の子に対して、2人の教員が100%力を注がなければいけないわけですが、それを非常勤講師対応だとか、外部支援というけれども、これは外部支援ではないですよ。やはりこれは批判論が出てくる口実を与える中身だなと思います。言葉で言えばいいのです。実態が伴っているかといえば、伴っていない。

齋藤委員 私も非常にこの危険性を感じて、言っていることは、やろうとすることはすごくいいと思うのです。確かにみんな自分の近くの学校に行けて、ついていける授業にはついていくし、苦しいときには教室に戻るといような考え方そのものは、私はすばらしいなと、八王子市はそれに率先して取り組もうというのはすばらしいなと思ったけれども、相当予算がかかるだろうなと最初から思っていました。それを現行の全教員で行っていて、苦しいところだけ非常勤という形は、相当、計画そのものが根本的に苦しいのではないかと思います。

それから、このコーディネーターというが出てくるのですが、1ページ目の(12)番で、全小中学校長は各学校において特別支援教育コーディネーターを指名するということですが、このコーディネーターというのは、一般の先生方が兼任するということですか。相当無謀だなというふうな感じを私は受けますけれども、これは成功するのでしょうか。根本的に考えないと、相当厳しいような気がします。

望月学事課長 齋藤委員さんの方から、学校視察に行った中での多動の子について御指摘がございました。この特別支援教育に移行していくという中には、今までの例えば知的障害学級、情緒障害学級を改善していくという課題と同時に、今お話にありました通常学級の中に既に存在している発達障害の子どもについての対応を教育として本当に体制を組んで取り組んでいこうというのが特別支援教育の基本的な趣旨であるというふうに考えております。

それでは、現状で何もしていないかということ、現在は、もちろん校長先生、教頭先生の中で取り組んでおりますけれども、これについて、特別支援教育移行の中で、八王子市が行おうとしておりますのは、校内委員会で問題点の把握、子どもについての把握をしながら、それについてきちんとした専門家の行動観察だとか診断ですとか、それから、指導方法の助言を得てやっていくという体制を一部の学校だけではなくて、すべての学校で組織的に取り組んでいこうということで位置づけているものでございます。

それに対して、非常に不十分かもしれないですけども、人的な措置も、非常勤とか指導補助員という形ではありますけれども、対応していこうということで行っているもので、現時点では余りなされていないものについて、具体的な対策に乗り出していこうということとでございます。

小田原委員　今お話しされたような事柄について心配しているわけですが。実態を知っているのか。例えばさっき齋藤さんがお話しした学校へ学事課から行きましたか。

望月学事課長　当該校かどうかわかりませんが、具体的な専門家の診断が欲しいというところには行っております。

小田原委員　私が言っているのは、私たちが訪問した学校に学事課も行きましたか、ということですが。私たち3人が訪問している学校です。僕はそこに指導主事が2週間ぐらいおくれてくると言っているから、そんな悠長なことを言っているようではだめですよというふうにして、すぐ行ってくださいということを行ったけれども、予定していた金曜日に指導主事は行っているという話なのです。そのときに、学事課からも行くようにというふうをお願いしたけれども、行っていないわけですね。こんなことでは、対応なんかできるわけがないと私は思っていますよ。

そういう実態も知らないで、非常勤だとか何とかをつけますよと言ったって、非常勤などで対応できる話ではない。これは、19年度に本格実施するシナリオがありましたけれども、それは消えているわけです。遅れるのではなくて、やる気がどこまであるかと私は伺っているわけ。私が期待していたのは物すごく後退していると思っているのです。だけれども、八王子はやるということでしたから、単にそのモデル事業に飛びついたわけではないと言ったわけでしょう。だったら、何かといたら、非常勤対応するなんて、対応なんかできるわけがないです。

だから、これを見ていて、例えば個別指導計画について、協力を得ながら作成し、同意を得る。個別指導計画なんてやっていけるのかという話とか、もっとやるならやる、本当に肝っ玉を据えて取りかかるという姿勢でやってもらいたい。子どもたちをその学校になんかやらないという親が出てきたら、どうするのですか。

望月学事課長　この実施計画、それから移行計画につきまして、各学校の実際現場で担当する教員も含めて、作業グループを含めて協議してきました。この移行計画を実施するに当たって、各学校によって相当取り組みの違いが出てくる。既にADHD、LDの子どもに対して、大学の支援を受けて実際に実施している学校もあれば、問題を抱えているけれ

ども、どうしていいかわからないという学校もあれば、さまざまでございます。

そうした中で、文科省のガイドラインを参考にしながら実施していくということを各学校の現場の先生に協議していただいたのですけれども、各学校によって、取り組みの仕方というのはどうしてもそれぞれ別々になってしまうだろう。その中で、いろいろな課題を出しながら、一気にやるということはもちろんできませんし、基本的な理念としては、こちらの方向で進むことを目指しながら、一步一步やっていきましょうということで、こちらの方の実施計画も御協議いただいたという経過がございます。

私どもといたしましても、そうした問題を具体的に推進協議会等で挙げながら、そして課題について、具体的な見直しが必要であれば、当然見直ししながらやっていかなきゃいけないというふうに思っております。現状で、何か一気に変えるということではなくて、例えば固定学級であれば、通常学級での指導の可能な子はどうかという判断を慎重にしながら進めていくという一つの例でございますけれども、そうした取り組みを開始しようということ考えておまして、平成16年度にどのようなところまでの水準にいけるかということは、重点的にモデル校での実施状態を検証しながら、これからの姿も探っていくということになるかというふうに思っております。

小田原委員 校内全教職員により行うなんて、当たり前なことだけれども、それをやったら大変だよということです。だから、人をつけなきゃできませんよ。これをそのまま学生で教員になりたがっている人をつけて、それでよしとするという話になっちゃうわけです。重点的にやるならば、それはモデルとして確実にしていかなかったら、全市としての取り組みにならない。

その先生方に聞いているわけでしょう。先生方に話をしたら、そんなのはまともありませんよ。校長の中だって総論は賛成しますけれども、では、あなたのところでやりますか、重点校をやりますかと聞けば、やりませんよとなる。現にそうではないですか。本格的にやる、モデルとして見せて、そういうのをぜひこういうふうにするならするとしていかなかったらできないでしょうということです。変な話に私は飛びついているような気がするから、念を押しているわけです。

水野学校教育部長 国の政策が180度転換して、心障教育がノーマライゼーションという社会で求められている環境を学校にも持ち込もうというのが今回の趣旨でございます。180度転換して、ハード、ソフトの面で、現行の学校がそのままやっていけるかどうかを3年間で東京都のモデル事業を採用しながら、試行錯誤していこうというのが今回の

事業でございます。

その中から課題を整理し、ハード、ソフトについてどうするか。例えば齋藤委員さんが言ったように、先生がこんな中途半端なものでいいのか、非常勤でいいのか、学生でいいのかという話については、試行ですから、短期のそういったものを使って、それがだめであれば、そのモデルケースとして、国や都に対して、ここについては常勤の職員をいただきたい、このハードの施設についてはこんな会議室を一部利用するのではなくて、増築してまでもこういった教室が必要だ、そういったものをこの3年間に課題を整理しながら、東京都に伝え、東京都は4区市でモデル事業をやっていますから、そういった課題を整理して国に対して要望するものは要望して、人、物、金をどうやってきちんとしたものにして、求められている支援教育に持っていくかというのがこの3年間のモデル事業だと思いますので、最初からきちんとしたものを配給するということではなくて、今回のいろんなものを活用しながら、試行錯誤しながらやっていくということについては、3年間の暫定のモデル事業であれば適当なのでないかなというふうに思っています。

齋藤委員 言われていることはわかるのですけれども、その試行錯誤の間に、生きた人間が試されるわけです。昨年八王子市で起きた手錠事件が何となく見え隠れするのです。今水野さんがおっしゃる理屈から言ったらば、その間の試行錯誤している間、物ではないです。それに実験に使われるのは生きた人間です。それでいいのですか。

望月学事課長 今部長の方から、試行という意味のお話が出ましたが、これは、これから始めるということではなく、ある学校の校長先生は既に手を挙げてやりたいという話はお出しておりますが、その学校では取り組んでおります。それをこの事業の中に位置づけて、専門家も動員してやっていこうということが、1つは最も先進的といいますが、既にやっている学校については、さらにそれを引き上げていこうということでございまして、各学校が既にその意味ではこうしたことを移行計画ということで、試行というふうに言うまでもなく、ADHD、LDの子に対する取り組みは、既にやられているということです。それをさらに検証して全市のものにしていこうというのが今度の趣旨ということでございます。

現在のところ、通常学級で1校、それから、固定学級で1校について、こちらで募集する前から、各学校の方でぜひ重点校としてやりたいという申し出はいただいております。

水野学校教育部長 子どもたちは現にいるわけですがけれども、今の課長の言っていることとほぼ同じになるわけですがけれども、現状を後退させるということではないわけです。現

状にこういった東京都のモデル事業の500万円を入れて、現存の固定の心障教育の予算をつぎ込んで、いわゆるノーマライゼーションの仕組みを学校の中でもつくろうよと。先ほどから課長が繰り返しているように、現にLDの子どもたちが普通の教室にいるわけです。そこには、ケース・バイ・ケースで、先ほど言ったように、委員さんが見たところについては、少し対応がおくれたという部分があるかもしれません。

多くの学校においては、それぞれの学校が工夫し、それぞれのソフトを使いながら、そういう子どもに対応しているわけです。それをさらにもうちょっと進めて、特別支援教育という制度として確立していくモデル事業をしようとしているわけです。3年間のモデル事業が終われば、国や東京が、それぞれソフト、ハードについて、こういったことで、それが19年になるか、多少おくれるかは知りませんが、ソフト、ハードについて確立した制度として制度が発足するのではないかというふうに思っております。

小田原委員　しつこいけれども、そういうことであるならば、ここに出ているのは、モデルではないです。今までのものを何か名前をつけて、外部から何かをくっつけているだけです。先ほどの課長の話は、それぞれの学校で差はあるけれども、うまくいっているところもあるし、悪くいっているところもあるという話は全くどこかへ飛んでいっちゃっている。いいところをやるというだけ。いいところのものをモデルにしようというだけの話なのです。

細野委員　今までの話を聞いて、先進事例という、それでモデルになるのですよというときに、どういうことをやるのか。今までのやり方で心配ないですよ、経験があるからというのだったら、全然モデルにならないでもいいのです。そうしたら、この計画にあるけれども、東京の区部で2区でしたっけ、それから、千葉ですか。そうしたら、そこの連携で、情報の取りまとめもここでやりますよとか、東京都に対しては、その4市と連携をとって、4市でやらないところもこっちでもやりますよとか、そういう先進的な試みをやって、先導的にうちがやりますというのなら、モデル事業としてはぴったりかもしれない。ですから、そこのところを少し考えてほしい。

情報共有とか情報を全部収集するなら、うちがやりますから、どうぞほかの地域のそういう事業に対しては我々に情報をくださいとか、我々も情報を流しますとか、そんなものを入れると、先導的というか、先進的なものになるかもしれない。そこのところを少し考えてくださるといいかもしれません。

小田原委員　2区2市という話だって、どこだかわからないのです。それは、隠している

のです。当該市しか言っていない。それは、思惑があると思うのです。オープンにしている。

細野委員 東京都は、このモデル事業を八王子に持ってきたことに対して、何を期待しているのですか。そののところどういうふうにつかんでいますか。

望月学事課長 これまで東京都のモデル事業の試案といいますか、ペーパーをもらっている中で、実際に特別支援教室で指導を行うことによって、これまで例えば通級していた子どもが在籍校の特別支援教室で指導してもらうということによって、その指導によって、通級と同じレベルの効果が得られるということを1つは検証している。それが1つになっています。

それから、これらの特別支援教育を進めるに当たって、先ほど部長が申しあげましたけれども、小中学校で必要となる支援体制、それから、訪問指導を受けた成果を通常の学級に生かす仕組みづくり、それから、訪問による指導を行う上での工夫すべき点について検証するというので、そういう意味で言うと、それほど目新しいということではないのかもかもしれませんけれども、それをより一層強化しようということがモデル事業の趣旨にはなっております。そういう意味で、八王子市に移行計画といいますか、現状の心身障害教育を改善しようという観点から出した移行計画について、これは非常に議論があるところですが、一定の評価をしていただいて、そこで八王子市として相当広域にございますので、その点で八王子市の取り組みについて注目したというところだというふうに思っております。

細野委員 既になされていることは、もう都の全体の中ではかなり水準が高く、専門的な状況にあるから、では、それをほかの市の方にいろいろと参考資料を御提供することが都から期待されていることと解釈してよろしいでしょうか。

望月学事課長 既に先進的かという、なかなかそこまで自信を持って言える状況ではないですけれども、少なくとも今の心身情緒障害教育の、例えば1つの学級の特別支援教育の移行計画の現状、課題のところでは言及されておりますけれども、学級数が多くなって、それを地元の学校の方で、できるだけ地域に近いところで学んでいただくとか、やってもらおうとか、そういう方針について、八王子市の動向を見ているというところが実際のところだというふうに思っております。

成田教育長 先進市になっているのかというふうな部分については、胸を張ってという部分ではないんですが、環境整備という意味については、私たちは大学院生を入れていたり、

学校医や学校心理士という専門家をきちんとした予算の中で対応している部分もございません。

それから、都立校、盲・ろう・養護学校がありますし、それらとの連携を市としてとっています。また、市はどの程度これについての予算をとったのかと言われますと、人材についてどうだと言われますと、さっき言ったように、専門家はもちろん配置していただけるような予算は組みました。ただ、今できることは、このような人的な問題についてはこういうようなスタンスでやりますよということをお示ししたわけですし、今後それについては、さらに都からいただいてくる補助金等々をどうやってプラス・アルファして使っていくのか。使う部分については、これから必要な素材としてきちんと整理していくことが望まれるだろうと思います。

もう1つは、私たちが、校内における仕組みづくりということのをきちんとどういうふうに行っているかということが試されているのだろうと思うのです。今までは、手の空いている先生が、個の対応でやっている学校があったと思いますが、校内委員会あるいはコーディネーターを置き、そして、ひとりひとりの個別の指導計画を立てる。そういう校内の仕組み等々がきちんとしていくことが今はまず必要だろう。そんなふうを考えています。今後、この人的な部分もこれからどうやっていくのかということが一番の課題です。

細野委員　そういう話になると、彼の不安というものがぬぐい切れないのです。そうしたら、今うちの予算も増額しているし、各種の学校とも連携をとっている。ここでモデル事業に手を挙げて都から予算をいただいた。そうしたら、それについては、こういう形での使い道は考えているのか。したがって、齋藤委員が言うような不安というか、あるいは僕は見てきたけれども、1人の多動性の児童に管理者が本当にてんやわんやになっている。

なぜ管理者がてんやわんやになっているかというと、ほかの先生方は自分のところの授業で手いっぱいなのです。それを校内全教職員で行う。そんな学校の体制がとれるかどうか。とるためには、では、都からもらう予算をどれだけ使うか。人的にもこういう形で厚くするとか、いろいろなことがあります。専門家を絶対的に入れるとか、そのあたりの方策が見えてこない、我々はこれについては、本当にやってくださいと言えるかどうか。これは、教育委員会の方に議論として出たし、これをとりましょうという話だけれども、なおかつ、まだまだ一歩も二歩も進んでいないような気がするのです。それはどうでしょうか。

上野学事課主査　実は私どもの方は、この特別支援教育につきましては、国の中で、障害

者基本計画というものが平成14年12月に閣議決定されまして、その中で、いろいろな部分がいろいろな役割をするようなことが決められておりますけれども、教育の部分として、こちらの方の支援教育というふうな考えでノーマライゼーションに近づく方策をとる。

特別支援教育につきましては、その説明の中に、障害者基本計画にあります。生まれてから、学歴、もしくはその学歴を終わらせて、修業するところを一貫して支援していくという制度を貫こうというのが障害者基本計画の基本の姿勢になっています。私どもの方では、八王子市としては、今は幼稚園と保育園の部門が子育て支援課の方に移っておりますけれども、以前、教育委員会の方に幼稚園がある時代もありまして、2年ほど前に、そういった意味では、教育としまして、幼稚園の中に教育委員会の事業としまして、巡回相談をしていきました。その中では、2年間、今は引き継がれて、支援課の方でやっておりますけれども、いろいろな、特にその年代では気になるところという言い方をしますけれども、そちらの方の対策を進めてまいりました。

私どもの方は、その結果が、実を言いますと、ことしの就学相談につきましては、情緒障害の通級学級というのが、いわゆる軽度発達障害のお子さんに対応する一番大きな項目です。去年4月の学級編制の当時というのは、小学校4校の情緒障害の在籍のお子さんが89名でした。現在、まだ就学相談は続いているのですが、ことしの4月の予定では130回を上回っております、140回を突破するかというような状態を抱えています。1年間に約40名からのお子さん、そういった意味では発達障害ということで、特別な支援を受けるために情緒障害の学級に通おうという申し出をされております。この数は、町田市の通級学級の数を多分上回ります。1年間にそれだけの数の方が、八王子の場合は理解をしていただいて、通級学級の方に在籍しようということになっております。

私どもの方で考えております移行計画の3年間につきましては、そういった意味では、一応教育制度がまだ制度としてございますので、そういった意味では、通級学級も、固定学級も、これを全くなくして、何かをしようというようなことを計画しているわけではありません。ですから、さっき課長の方からも出ましたように、現在通常の学級で、最近の言葉で言いますと、遅延しているお子さんと言いますけれども、遅延しているお子さんたちをどのようにしたらできるだけ遅延を防ぐことができるのかというようなことを試行していくことを確認しています。

ですから、そういう中で、私どもの方でできる方策としまして、先ほど申し上げました情緒障害の通級学校の先生方の積み上げた技術と、養護学校での積み上げた技術とか、専

門家の方のいろいろなアドバイスを含めて、学校の中にできるだけそういう子どもたちに対応できる力をこの期間を通じてつくっていくというのが目的です。そのために、特別な人が特別な働きだけしてしまいますと、学校全体の力が育っていかないと考えておりますので、このような提案をさせていただきました。

齋藤委員 具体的に教えていただきたいのですが、極めて具体的な話としては、このモデル校というのを16年度からやろうとしているわけです。小学校が10校程度、中学校が5校程度ということは、今のお話ですと、今ある固定学級、通級学級がありますよね。その学校はこの10校と5校の中には含まれますか。それとは別につくるのですか。含まれているのですね。

先ほど細野委員さんがおっしゃったように、具体的なものが何かわかりませんよね。だから、人間のやることですから、当然万全を考えていても、思いもよらない事故とか事件がおきる可能性はあるわけで、とりあえずやってみようというような感じがしてしまうのです。だから、万全を期してやっても、何が起きるかわからないというぐらいの気持ちでやらないと、相手は生きた人間ですから、本当にこれで結果的に何か事故なんかが起きたときには報告するとなっていますけれども、本当に八王子市はいい笑い物になってしまうような気がします。

小田原委員 出されたニンジンに飛びついたということですよ。今のお話を私は聞いていないけれども、これから今あるものを積み上げていって3年間で作っていきこうという話なのです。だから、八王子として、このモデル事業だとか何とかじゃなくて、ノーマライゼーションを、この八王子でもってつくっていきましょうというのではないよね。

だから、例えば七国の小中の校長は、1人でいいのです。小中一貫でやろうと言っているわけだから、ところが、小中連携みたいな形で、交流で終わっちゃっている。2人の校長がやっているからです。これを1人の校長にして、その1人分の校長の分をこういうところの1人の専門家を持ってきて、これを核にして、全校が何とかやっていくという話をつくるなら、まだわかりです。でも、そうではないじゃないの。

ほかのところ、どこが出てくるかわからないけれども、2区2市という流言で飛びついていって、ほかの25市は何で手を挙げないんですか。そういうノーマライゼーションを考えていないからですか。そういう考え方から、うちはどうするということふうに出すならいいけれども、心配していたことがそのとおりになっちゃった。

細野委員 ちょっとやってみてもいいかもしれないけれども、小学校10校とか、中学校

5校というのは、これはわからない。多過ぎるかもしれないし、それから、最後のところに、私たちがやっている学術文化産業ネットワークが支援と書いてあるでしょう。今のままでは、おっかなくて出せないかもしれない。どういう形で保険をつけてくれるのか。学生に、いざ何かあったときにどうするのか。そういう後方支援というのはもともと大事なのです。

この人たちは全部前線ですよ。でも、行政がやる時というのは、幾らリスクがあるといっても、後方支援というのはとても大事なのです。そういうことも後方支援がしっかりしていますよというの、先導的なモデルでもあるかもしれない。そういうことも少しお考えいただいて、こここのところに教育をどうするというよりも、事業として成功するにはどうするか、どういう情報をほかの人たちに与えられるのか、そういう戦略的な考え方というか、手当というのは必要かもしれません。お金の面、東京都がくれるよと、では、どれだけ使えるのか、そのあたりもこの中には全然ない。それを次回あたりに報告していただきたい。

小田原委員 500万円です。

細野委員 たったの500万円ですか。

小田原委員 それで、さっきカウンセラーをふやしていると言ったけれども、そのカウンセラーだって、現在何人いますか。それで、そのカウンセラーに私たちが今不登校は何人いますかと聞いたら、言わないです。プライバシーに関することだからとか何とか言っちゃって、そんなのがカウンセラーをやっているわけです。

細野委員 500万円とは少ないですね。小学校10校とか中学校5校で、0が1つ足りません。5,000万円か1億円ぐらいかかるかもしれない。

小田原委員 校内委員会と平気で使っている。校内委員会というのは、私たちが言ったのと別な校内委員会なのです。考えて変えてくるのかといたら、そうでもないでしょう。いろいろな部分で、もっと詰めてほしいなと思う。八王子独自でやると言っているのだから、東京都なんか考えないで、東京都と国の考えなんて、何を考えているかわからないです。都政新報をごらんになりましたか。盲・ろう・養護学校の再編整備です。それに乗っかっちゃっているとなっちゃうわけです。それが本当のことか知りませんが、そういうのに片棒を担いでいるというふうになっちゃったらどうするんですか。猛反対を食います。130人にふえた、これは喜んでいいことなのかどうか。

名取委員長 一応きょうは報告事項で上がっていますので、そういう報告を受けた。そし

てまた、委員さんから心配事がたくさん出たということは御承知おきいただければと思います。

私も、ちょっと心配だなということはありませんけれども、これで学校が乱れたり、あるいは学力低下に進んだり、あるいは学校選択制に影響が出なければいいな、こんな感じもしています。そういうことがないように、しっかりできるような体制を組んでいただければとも思います。

ありがとうございました。

それでは、引き続いて指導室よりお願いします。

永関学校教育部参事 平成15年度卒業式の実施状況について報告いたします。卒業式を前にした3月18日に、学校卒業式・入学式対策本部のもとに調査委員会を設置いたしました。この件と、まだ途中ではございますけれども、去年の卒業式の実施状況の内容につきまして、担当の清水主事より御説明いたします。

清水指導主事 この件につきまして、室長の方から話がありましたように、今年度は、学習指導要領に基づいた入学式、卒業式の実施を催してもらいまして、そのことで入学式・卒業式対策本部を委員会内に設置したということであります。

そういう中で、今回、八王子市立学校の卒業式・入学式の調査委員会を対策本部内に設置いたしました。これは、卒業式と入学式が学習指導要領に照らして適正に実施されていることを調査し、そして、適正に実施されていない学校に対しては改善の指導を行う。そのための検討をするという目的で調査委員会を設置いたしました。まさにきょう、小学校の卒業式が終わりましたので、今調査をしているところでございます。そういった目的をもちまして設置をいたしました。

調査委員会の方で調査した結果につきまして、19日に、中学校卒業式が36校で行われました。また、本日小学校70校で卒業式が実施されました。

中学校の卒業式では、36校中、国旗の正面壇上掲揚は100%でした。また、国歌斉唱時のピアノ伴奏、これも100%でした。

また、小学校が本日午前中に行われましたが、70校の中で、国旗の正面壇上の掲揚につきましては70校、100%が実施されましたが、国歌斉唱時のピアノ伴奏につきましては、69校中1校がテープによる伴奏でございました。

あと細かい点については、今調査をしている部分でございしますが、特に教員の服務上の問題等の発生があったかにつきましても、今調査をしているところです。今後御報告をさ

せていただきたいというふうに考えております。

齋藤委員 私は一生涯懸命メモしているつもりですが、ついぞうっかりしちゃうのか、八王子市立学校卒業式・入学式調査委員会の設置については、どこかで説明を受けましたっけ。

永関学校教育部参事 教育委員会の中に、今回の実施状況等を把握する必要があるということで設置を対策本部の方で話をしてつくりました。

今回調査をした結果を報告するというのも1つの目的です。

小田原委員 それをなぜ対策本部でできないのか。調査委員会をつくったということは、東京都がやったからうちもつくったという話ではないんですか。

永関学校教育部参事 東京都を参考にはしております。

小田原委員 この調査委員会の目的で言っている事柄というのと、対策本部のものと、どこが違うのですか。教職員に対する処分に関する事、それから、その次の改善指導に関する事、この2つだろうと思うのです。何か問題が起こりそうだから、対策本部と調査委員会という2段階構えにしたということですか。そういう説明をして、それに時間がなかったら、我々の方でつくらせていただきました、御了承くださいと、そういう話で出さないはずくないのかな。

実施状況に関する事とか、調査に関する事なんて、もう既に対策本部でやる話で、調査委員会に預ける話ではないわけではありませんか。

永関学校教育部参事 対策本部の中でやる、大きくはそうですけれども、その他が明確になっていない部分があって、ただ、要綱等をつけかえというふうなことよりも、対策本部の中に同じメンバーですけれども、調査委員会というのをつくって、改めて通知をし、学校への周知徹底を図ろうということで、本質的には1つあればいい委員会だということではございます。

小田原委員 服務違反があれば、前回、処分すると言っているのでしょうか。調査委員会をつくる必要なんか何にもないじゃないのかなと思うのですよ。つくっちゃったからしょうがない。

永関学校教育部参事 対策本部のもとにということに、そういう意味は含めています。

名取委員長 ありがとうございます。それでは、その件は以上で終わります。

永関学校教育部参事 続きまして、平成16年度教員定期異動の内示状況について現在までの様子ということで、大方内示が済みましたので、このような数だということで御報告

いたします。

また、学校の方から、校長の経営方針に基づきまして、学校外へ出すといった者につきましては、100%その学校から出ております。それが、その後学校の方に入ったという者につきましては、それぞれの希望もあり、なかなか100%希望どおりというわけにはいきませんが、学校長がこういうことを出したいといった者につきましては、100%出ているということがことしの大きな特徴ではないかと思えます。

小田原委員 にもかかわらず、43人とか24人に減るといのは何ですか。これは、逆に言うと、残したくて残した。その43人の中身を全部教えてほしい。本当に残してほしいというふうに言っているんですか。

永関学校教育部参事 それは、どういう意味かとひとりひとり聞いております。

小田原委員 その理由は、教育委員会として認められるものですか。

永関学校教育部参事 はい、認めてこのようにしました。

この(1)(2)につきましては、3年未満、8年以上の者につきましては、ひとりひとりどういう構想のもとでもってどう必要かというふうなことを聞き取りして、その段階でもってこれは難しいというものについては指導した上でこちらは納得し、それをそのとおりに出してそのとおりになったということでございます。

小田原委員 だから、難しい話でしょう。認められる話ではないけれども、出すのが難しいという話があるでしょう。異動させなきゃいけないけれども、異動させるのが極めて難しい、困難である。困難度はいろいろありますよ。本来異動させるべき人間なのですから、出せなかったという理由が教育委員会として妥当であるというふうに言えるのか。この人は何でまだこんなところにいるのですかという話が出てくる。その点は大丈夫ですか。31日にオープンになるでしょう。そのときに、教育委員会として、これこれと説明ができる、そういう理由というのを示してほしい。

永関学校教育部参事 それは、今手元にございませんけれども、一人一人把握しております。

名取委員長 お話し中ですがけれども、この項はここではまずいと思いますので、人事に係ることなので、出ていますけれども、委員長の裁量で、非公開のところやらせていただきます。では、このことについては以上でよろしく申し上げます。

小田原委員 こうやって数が出れば、43人を公表しろと出ますよ。

名取委員長 この件は、非公開のところをお願いします。

ただいま指導室の報告は終わりました。本件については、いろいろ質問がございましたけれども、ただいま申し上げましたとおり、この件については、もう1度非公開の席上でお願いしたいと思います。ありがとうございました。

何かほかに報告する事項はございますか。

齋藤委員 関連で時間をちょっといただきたいと思います。全体的なことです。

実は、私は知り合いの方から連絡をいただきまして、八王子市教育委員会に対して、入学式、卒業式のことについて、請願書を提出したということを知ったのです。それで、私は自分もPTAのときに、教育委員会あてに請願書を出そうかなと思ったことがありましたので、その辺のことをそのとき勉強したわけです。

それで、ある知り合いの方が、間違いなく教育委員会あてに請願書を提出したということを知ったのですが、もし、本当にその請願書が出ている場合、この八王子市教育委員会請願処理規則というのを私もこれは当時でPTAのときに読ませていただきましたけれども、教育長は請願書を受理したときは、これを委員会の会議にて提出しなければならないということが第3条にうたってあるんです。

それで、第4条に、委員長は、前条の規定にかかわらず、請願で軽易な、つまり、軽く安易な事項については、適正にこれを処理することができるというのがあります。入学式、卒業式のことについて、請願書がもし本当に提出されていて、それが軽易であるかどうかというのは、だれが考えて処理されているのか。

つまり、私はきょうの定例会に出てくると思ったのですが、今これですべての報告事項も終わったわけですが、全くその請願書のことについてはここに出てきていないということは、だれかが、この請願書は軽易だというふうなことで処理なさったと考えられるのですが、これはどの段階で軽易だというのを決めるのかを教えてくださいたいと思います。

坂本教育総務課長 通常でしたら、今ここで追加報告がありますので、ございますということをお願いする予定でございまして、2件ほどございますので、今の点を含めて御報告をさせていただきたいと思います。

齋藤委員 先走って済みませんでした。

名取委員長 では、教育総務課から御報告願います。

後藤学校教育主幹 その他報告といたしまして、私どもの方で取り扱いました請願、要請、そういった項目について、報告事項資料、横長の資料に基づきまして御報告をさせていただきたいと思います。

私ども教育委員会には、いろいろな団体あるいは市民や個人の方々から、いろいろな要請、要望、そういうようなものを多様な内容でもってちょうだいをするところがございます。個別には、一般的には要望とお願いというような趣旨のものについては、適宜処理をさせていただいているところがございますが、請願あるいは要請というような内容で、市民団体から私どもの方へお届けがあったものについて、4件ございまして、内訳は3団体と1個人ということですが4件ございましたので、この件について、きょう御報告をさせていただきたいと思えます。

そのうち2点目、3点目につきましては、内容も、文章の表現としても、要請書という形でございました。その内容等については、こちらに1番、2番、あるいは1番から5番までということで記載しておるところでございますが、内容については、全くの要望というふうなことで私どもは受けとめまして、この2件につきましては、各委員会に報告することを前提としまして、事務局で処理をさせていただいたところがございます。

また、1番と4番につきましては、申し出のあった方々からは請願という言葉が使われていました。そういう中で、この取り扱いについて、事務局で十分検討はしたところの結果といたしまして、請願と言われている、やや先ほどの要請と内容的には非常に近いものがある。実質的な要望に近いのではないかということの判断の中で、先ほど齋藤委員がおっしゃられましたところの請願処理規則の第4条、教育長の専決という項目がございます。教育長は、請願で軽易な事項については適宜これを処理することができる。

ただ、その中で、第4条の2としまして、教育長は、前項の規定により処理した事項は、その旨を次の委員会の際に報告しなければならないという規定もございます。それに沿いまして、去る3月23日に、市教委決定を本人の方へも御返事をしておりますが、そのことを本日この場で御報告をさせていただきたいと思えます。

もう1度申し上げますと、要請書というものについては、既に事務局として内容を説明し、請願2件につきましては、今申し上げた内容をもって、教育長の専決処分をもって処理をさせていただいたということでございます。

私の方からは以上でございます。

名取委員長 御説明がありましたけれども、いかがでしょうか。

齋藤委員 私は、内容をどうこうと言っている以前の問題の話ですけれども、自分も請願書を出そうかなと思ったときがあったものですから、一応請願書として出たものをこの内容が軽易であるかどうかということをご判断したわけですね。報告でいいだろう

と。つまり、基本的には、第3条に、会議に提出しなければならないということは決まっているわけですね。これが大前提ですね。

それで、4条で、軽いものについては、教育長の判断で、また緊急を要するものについては処理しちゃっていいですよ。それを報告すればいいということは、この請願書の1番、4番についても、これは教育長判断でいいかどうかというのは、だれが判断しているのですか。

後藤学校教育部主幹 私ども事務局として検討した上で、教育長の専決ということで判断で決定をさせていただいたということでございます。

齋藤委員 今後もしいろいろと請願書がこれだけの問題ではなくていろいろと出てくる可能性もあります。その中には、非常に重要なものもあるかもしれないし、今回の問題も非常に重要かもしれない。それを教育委員の皆さんに全く諮ることなく、そうなってくると、事務方の中で処理されていくということになっていくわけですね。これが重要かどうかという判断が私はわからないのです。どこで線を引いているのか。これは軽い内容かどうかというのをどこで判断なさったのですか。

後藤学校教育部主幹 請願の趣旨といいますか、内容に基づいての判断というところは非常に難しいものがあると思いますが、この間、既に委員会としていろいろなささまざまな御意見、議論をいただいた上で、委員会として決定した内容のもの、これに伴って、請願の趣旨が新たな議論が発生するような内容のものであれば、委員さん方にお諮りをする必要があるというふうに私どもとしては検討をしたところでございます。

そういう中で、この件につきましては、請願の趣旨からいたしますと、今年度にあって、2度3度委員さん方の御意見もいただき、一定の決定を私どもとしていただいた内容であることからすれば、このことをまた第3条の請願書の処理という項目を適用して、本委員会の会議に提出をする必要があるかというところを検討した中で、最終的に教育長の決定をいただいたというふうに御理解いただければと思っております。

小田原委員 こんな時間になっちゃって申しわけないけれども、これは請願、陳情の趣旨に反しないですか。今言った理由というのは、重要度の判断ではなくて、既に検討した中身であるから検討を要しない。検討して出されたものについて、改めて請願が出たわけだから、それを重要でないというふうに判断するなら、それはそれでいいけれども、そうでなくて判断しているというのは趣旨に反するのではないですか。

後藤学校教育部主幹 言葉が足りなかったということになるとは思いますが、申し上げたよ

うに、まさにこの定例会で2度3度御議論いただいて、一定の決定をいただいた内容のものであって、今申し上げたように、新たな議論が発生するものではない。そうした中で軽易な事項というふうに検討して決定をさせていただいたというふうに御理解いただければと思います。

齋藤委員 その答えがどうしても私は釈然としません。つまり、私たちが間違った結論を出す可能性だってあるわけです。それに対して、私たちが出した結論に対して一般の市民がそれを納得できないぞというものを出すのが請願書ではないですか。だから、それが重要かどうかというのは、また新たに我々が襟を正して検討しなければならない請願書が提出された場合、それが軽いのか、重いのかというのは、既に出た結論だからというのは、どうしても私は釈然としませんが、言っていることはおかしいですか。出た結論に対して、それを何かホームページで見たか、何かから聞いて、それがおかしいだろうというから請願書が出たということではないですか。

細野委員 請願書が出たかどうかというのは、これは内部で処理して結構だろうと判断されたんですね。それはなぜかということ、我々が判断することになって、既に学習指導要領に書かれている。我々がどうのこうのという話ではない。決定することでもないし、それをどういう形で無事に遂行していくかというような話ですから、そうすると、この学習指導要領を抱えていることが、これがナンセンスであるという請願だったかもしれない。そうすると、それを我々がどうしようもないわけです。むしろ、学習指導要領を書きかえるということが必要だけれども、我々はそれに権能はない。ということになると、我々はこれを議論して、何を結論づけることができるだろう。

つまり、どういうことかということ、我々にとっては検討の自由度はないわけです。学習指導要領を変えない限り。としたら、これはもうこういう請願が来たときには、こうじゃなくて、もっと別な面で争えばいいことでしょう。我々に持ってくること自体は、これは間違いなんじゃないか。あるいは我々のところでは処理することになって、我々としては学習指導要領というものを正味のところで遂行しなきゃいけないという義務がある。そこで、これを事後報告かもしれないけれども、出すしかないという状況であったかもしれないと私は判断しています。

齋藤委員 2点あります。細野委員さんのおっしゃることはよくわかりますけれども、まず1点は、内容がどうあれ、請願書が出た以上は、一応定例会の中で議論すべきではないかと言っていることが1点です。

それから、この君が代、日の丸、私はすごく誤解を受けていると思っていますけれども、私は一生懸命歌いますし、あるべきだと思います。私はこの間ある中学校に行ったときには、卒業生は全員立たなかった。非常に腹立たしかったです。そういうのはいけないと思います。やるべきことはやらなきゃいけないと思うのですが、内容として、細野委員さんのおっしゃる中で、日の丸、君が代を歌わなきゃいけないということは指導要領に書いてありますけれども、守らなかった人間を処分するかどうかというのは書いてありますか。私の判断が間違いなのかな。

だから、この請願の中は、お聞きしたところによると、日の丸、君が代はやるべきだろう。ただ、それによって、従わなかった人間を処分するというのはこの教育委員会が決めたことですよね。

小田原委員 それは、地方公務員法違反なのです。上司の命令に服しないと処分されちゃうのです。

水野学校教育部長 処分というのは、公務員としての職務上の義務違反であって、保護者や生徒を処分すると言っているわけではないです。

齋藤委員 もちろん、それはわかります。

小田原委員 中身は問わなきゃいけない。中身はあるのです。つまり、細野先生の言っているのを踏み込んだ八王子市教育委員会として意見書を出せという請願だから、これは私の方で考えてやらなきゃいけない中身だろうと内容上で1つは思うのです。

日の丸、君が代、国旗国歌がいいとか悪いとかというのはまた別にそのときにやればいいです。その内容と、ここで言っているのは、教育委員会として意見書を出してくれと言っているわけです。だから、これは私たちがまたやらなきゃいけない中身だろうと思います。

4番目、これも請願だけれども、その3つ目に、憲法、教育基本法を出してきています。学習指導要領は告示か、もっとそっちの上部法令で考えてちょうだいよということを言っているわけだから、それも今の私たちと絡めて考えなきゃいけない。そういうことだと思うので、重要かどうかというより、請願はこれの中身について、だから、うちがやらなかったって、事務局でおろしますよという、そういう話はすべきだっただろうな。僕は理由が違おうと思うのです。23日に教育委員会が間に合わないから、だから、処理しましたよという話ならまだわかる。そっちではないんですか。

名取委員長 ただ、これを見ると、1月のうちに請願が出ていますね。

後藤学校教育部主幹　この請願の処理がおくれたといいますが、これについては、個人名での到着でありましたので、同様の趣旨の個人からの請願が引き続き件数が出ているかというような中で、その到着を待って、そういった中で、請願としてどう扱うかというような議論をしてきた中で、3月4日に結論が出されたというような経過がありましたので、内容はそういう経過でございます。

齋藤委員　ですから、提案ですが、今後もこういう請願書が出たときには、しっかりと1回かけていただいて、これは私たちの範疇ではないのかどうなのかというのは定例会の中で議論すべきだと私は思います。ですから、今回の問題は、条例の中で処理をされたかどうかは何となく私は釈然としません。今後の対応を少し検討していただきたいと思います。

小田原委員　回答の概要のところ、事務局としてはこういうふうな扱いをしたいというのを出すんだろうね。

細野委員　それがいいかもしれない。提出するといろいろなことになるかもしれないけれども、一応出す。オンテーブルしてもらいましょう。

小田原委員　こういうのは外の相手との話でしょう。中の相手にしても、さらに言っているように、私たちに上がってこない形でもって処理してから報告するというのも多いわけです。それすらもけしからんというふうに言っている。こういう場合は、外を相手にするのだから、そういうのに対して勝手にやっちゃって、後で私たちが責任をとるという話はまずいわけ。そこを言っている。だから、中身の検討が必要かもしれませんけれども、どうしましょうかと。それであなた方がやってくださいよという話と、私たちがみんなで委員会で判断しなきゃいけない部分があるだろうから、そこをはっきりすべきだと思います。

細野委員　ただ、これは戦略を考えるつもりであって、なるべく事務局に任せましょうとあります。これもすごく政治的な問題で難しい。あるいは本当に日本というものの制度自身にかかわる問題なので、それを1市でやるべき時間があるかどうか、もっとやることはいっぱいあるだろう。むしろ、これよりも人事権をもう少しこちらの方に自由度があるように、それをどういう方向にするかとか、まだまだ考えることはいっぱいあるわけ。

そうすると、小学生のお子さんと相撲をとろうという話だと私は思うのです。そうしたら、これは軽重を解いたら、これは重度ではないから、軽でしょうというふうな処理をした判断については、私は何にもおかしくないというのが私の意見です。

水野学校教育部長　今後につきましては、請願処理規則、これに沿うという趣旨の書面が出された場合につきましては、委員さん方に情報提供をさせていただきながら御意見をい

ただいた上で対応を考えていきたいと思っています。

名取委員長 よろしくをお願いします。

大熊生涯学習スポーツ部参事 それでは、図書館の方から、読書のまち八王子について御報告をいたします。

読書のまち八王子の推進協議会が読書のまち八王子の推進について、15年度、読書のまち八王子推進構想と、生涯読書活動推進計画を策定することとなっています。答申が出ましたので、その概要につきまして石原主幹の方から御説明いたします。

石原生涯学習スポーツ部主幹 それでは、八王子市生涯読書活動推進計画、お手元に資料があると思いますけれども、御説明したいと思います。

生涯読書活動推進のための取り組み、1といたしまして、市民が自主的に読書に親しむための環境整備、(1)としまして、図書館、地区図書室等での読書活動の推進、(2)電子情報によるサービスの向上。裏をごらんいただきまして、(3)高齢者や障害者などへのサービスの充実、(4)読書の利便性の向上。

2といたしまして、読書活動を推進するための連携や支援、(1)読書団体間の交流や連携・支援、(2)ボランティアの育成と支援、(3)大学図書館等の利用と連携。

3番といたしまして、読書のまち八王子を推進するための啓発や普及。

最後になりますけれども、施策の効果的な推進に向けてでございますが、財政上の課題といたしまして、本計画に掲げられた各種の施策を実施するために、市を初めとする関係機関や団体の役割に応じて、財政上の措置を講ずるように努める。

この生涯読書活動推進計画でございますけれども、16年度におきましては、読書のまち八王子推進連絡会議をもちまして、この会議は、市民、市民団体、事業者、教育機関、行政などによる構成会議でございますけれども、設置いたしまして、今後具体的な取り組みの計画をしていこうということでございます。

また、この連絡会議におきまして、5年ごとにこの計画の見直しを行っていくというものでございます。

以上でございます。

名取委員長 ただいま中央図書館の報告が終わりました。

本件について御質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 ありがとうございます。

ほかに何か報告する事項等がございますか。

水野学校教育部長 以上でございます。

名取委員長 ほかにないようであります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は退室願います。

また、事務局についても、関係部長及び参事及び課長及び担当者のみ出席をお願いいたします。